

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設(1-18)、MOX施設(1-18)、濃縮施設(4-17)、濃縮施設(遠心機)(17))」

2. 日時：令和3年3月25日(木) 13時30分～14時35分
13時45分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、田尻安全審査官、藤原安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職、二平係員

専門検査部門 関主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他29名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループ

グループマネージャー 他2名

関西電力(株) 原燃計画グループマネージャー 他5名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長 他1名

九州電力(株) 原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ 副長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「今後の共通項目の説明に係る基本ロジック」

「説明スケジュール(共通項目)」

「設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール」(グループ①及びグループ②)

「ウラン濃縮加工施設の技術基準適合性の補足説明における基本ロジック」
「設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール」(グループ③)

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)
「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)
「日本原燃(株)から再処理事業所MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html
- ・ 令和3年3月18日
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年3月22日
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	規制庁イノマタです。ただいまから日本原燃株式会社、再処理施設、MOX燃料加工施設、濃縮施設に係る施行に申請に係るヒアリングを始めたいというふうに思います。
0:00:21	本日もマイクロフォンですので、発言にあたっては所属氏名を名乗っていただいてから発話をしていただくようにお願いします。
0:00:30	また不開示情報は発現しないようにしていただきたいのと、万が一発言してしまった場合は、その場で修正のほうをお願いしたいというふうに思います。
0:00:42	本日の説明内容としては、再処理MOX濃縮のその共通事項といった施工認申請書の基本設計方針であるとか、本文だったりとか、そういったその共通事項の話をですね。
0:00:59	まず最初にヒアリングをしてそのあと濃縮施設の個別事項として濃縮施設の施行に申請のヒアリングを行いたいというふうに思っております。
0:01:13	本日最初の共通事項に関する説明については、本日付の資料が出ていますので、それに基づいて説明いただくというふうに考えております。それでは日本原燃の方から説明したと、あと、資料の説明のほうをお願いします。
0:01:33	はい。今年もオオクボでございます。それではまず、出席者について御紹介させていただきます。再処理事業部は私はオオクボをタカハシeフジノ、それからマツオカタナカ、ヤマヂシミズ
0:01:49	それから各条文関係で、耐震の条文でフナコシAとかC倉林菊地、あとその他外部衝撃関係でエビナを発して、それから事業者検査関係で、不二家
0:02:05	タカハシクドウ
0:02:07	それからね、MOX燃料性状事業部でございますけれども、タカマツタニグチ、イシハラA以上のメンバーで対応させていただきます。それでは資料のご説明に入る前に一言申し述べさせていただきますと思います。
0:02:22	まずこの3月15日の審査会合で、みずから検討して体系的論理的に申請内容説明すべきであるということを我々が改めて認識いたしました。
0:02:35	これまで検討してきた資料につきましては、個別各論の資料を作成して計画したスケジュールに合わせて資料提出するということが向いておりました。
0:02:45	また執行停止にあたって、確実に責任を持って確認することが組織的な対応として不足しておりました。大変申し訳ございませんでした。
0:02:55	このような点を踏まえまして発生しまして、論理立てて、設計の妥当性を自分たちの言葉で説明するためにはどうすればいいかということを考えて整理させていただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:08	整理に際しましては、過去に設工認の対応や、設備設計の経験がある、電力からの出向者にも検討に参加してもらいまして、妥当性の説明ができていのかできるのかどうかという観点で整理をしております。
0:03:25	本日は共通部分を中心に再整理した結果を御説明させていただきます。
0:03:33	日本原燃でございます。今ほど大久保からありました通り、今回の議論を始める前に、やはり何ができてなかったのかということをしかりと見つめ直した上で、それぞれ必要なパートできてなかったことを洗い出した上で、じゃあ何をすべきなのかというのを整理をして、
0:03:52	今一度一つ一つ体系的に頭から順番に整理をし直したということが今後の共通項目の説明に係る基本ロジックと書いてあるペーパー中身でございます。
0:04:03	それについては、
0:04:05	高齢であったり、あとは今回どこに変更申請ですので、事業許可、許可変更許可であったり、技術基準規則であったり、どういったものを体系的に何を変更すべきなのかということもしかりと見つめた上で整理をしていくべきだということで、
0:04:21	一つ一つのページにそれぞれの必要な項目と書いてございますが、一つにはやはり設工認申請に係る前提条件という意味で、法律法令に基づく申請の区分の整理といったもの、あとは事業変更許可であったり技術基準規則に基づく
0:04:39	何を変更する必要があるのかといったことの実事関係の成否といったものをまず一つ目には入れる必要があるということ整理したいというふうにご考えてございます。また、
0:04:51	2 ページ目にありますが、設工認の申請計画の考え方という意味で、これまで当社がやりたいことだけを日て詰めてきたというところがありまして、何をそもそも申請計画で考えなきゃいけないのかということ
0:05:08	条件であったり、考えるべき事項というのを挙げた上で、そういったものを整理した上で申請計画に反映するための低利額というのを一つ一つ積み上げていきたいというのが、施設工認の申請計画の考え方のところも、下部のところでございます。
0:05:23	その中では、工事工程設計進捗だけでなく、申請を考える上で考慮すべき条件というのを一つ一つ上げていくということに加えて、共通事項であったりとか、申請書がまた割りを打破設備に対しての
0:05:39	分割申請をする場合に何を考慮して、そういったことを整理すべきなのかということの生理学の問題を整理をしかりとひとつ多分定めていくということ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:50	3 ページ目にありますのは、これは従前からやっていたが一つ。もうひとつ体系的になってなかったところもありますので、申請書として必要な書類の整備という意味で、
0:06:02	申請書に出てくるものっていうのはそれぞれ何を書くべきなのかということはこの申請書の目的に照らして、日整理をしていくということをやっていくということでそれは使用表しっかり基本設計方針石狩添付書類しかない。
0:06:17	そういったこと、またそういった処理で何を書くべきかということを整理した上で、それをもとに補足説明すべき項目というのを、これも書類等の関係で何をというのをしっかりと整理をして、
0:06:32	まずは整理の考え方というのを定めた上でそれを個別展開をしていくということをやっていききたいというふうに考えてございますといったものを一つ一つ積み上げた上で、4 ページになりますが、第 1 回の申請の申請書の構成と
0:06:48	いうものに照らして、構成を決めていくと、これは 10 年からやっておりますがこれも一つ一つ積み上げていくという意味で、それまで考えた設計建設工認の申請書の構成中身、それぞれの記載程度であったりということを考えて上で、
0:07:04	第 1 回の申請対象設備との関係で何を申請書の中に盛り込んでいくのかということを整理をしていくということをやっていききたいというふうに考えてございます。
0:07:15	また、こういったものを考える上で、もう一つ考えなければいけないのは、申請対象設備というのをちゃんと網羅的に挙げていくということになりますので、そういった意味でこの真ん中にあります申請最初設備の選定、これも従前からどうやっているかという説明をさせていただいてございますが、こちらもやはり
0:07:34	全体共通的な考え方に照らして、いま一度整理、整理をした上で何を説明すべきなのか、なぜそれが必要なのかということも考えた上で整理をして説明をさせていただきたいと思っております。
0:07:48	そのそれ以降に書いてますのが 6 月 24 日のペーパーでも 5 市 1 御指摘がございしますが、全般的な品質管理方針というものを品質マネジメントシステムに従って設計管理が適切にできていることというのは我々の説明責任がありますので、
0:08:07	そういったことを整理するとともに、使用前事業者検査としてやるべきことを今の設備の状態を考えた上で、その実施方針というのは定めていくということはこちら僕一つ一つ体系的にやはり整理をして示すべきものを考えた上で説明をさせていただくということで整理をさせていただきました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:27	その項目をいつまでにというのを整理したのがスケジュールになった説明スケジュール過去共通項目と書いた一方でございます。上から順番に今御説明した内容に対して、いつまでに
0:08:42	それをお出しするのかとヒアリングをいつやるかやらせていただきたいのかというのをスケジュールに落とさせていただきます。
0:08:50	管理費一定と一応間の我々思ってます。基本ロジックというのを一つ一つの資料を作る前にですねやはりちゃんと固めて、その資料の目的、根拠、そういったものをちゃんと定めた上で資料を作って、
0:09:05	やはりそのロジックで考えたことに治療が合致してるかどうかというのをちゃんと見た上で資料をお出しするということが必要だと思いますので、そういうことも含めてやっていきたいということでスケジュールを出していただきましたという形で今後説明を資料をつくりながらお出しして説明させていただきたいと思っております。
0:09:25	説明は以上です。
0:09:32	規制庁イノマタです。ただいまの原燃の説明に対して何か確認したいことがありますか。
0:10:02	コサクですけども。
0:10:07	ショップ等でどうなるんだっていうのがいまいよくわからない。
0:10:12	ですけど。
0:10:17	改めて今後直して、
0:10:26	なんですかね。
0:10:28	そういう方針的なことは、これまでも聞き飽きているので、
0:10:34	もう何度聞いてもしょうがないんですけど。
0:10:38	どうなるんですか。
0:10:53	表現者でございます。今御指摘は、今方針なりこうやりますっていうのは今まで我々も何回も仕切り直して説明させていただければ具体的なアウトプットとしてどういうものが出てきて、どういう説明なのかという御指摘でしょうか。
0:11:13	規制庁コサクです。そういうことなんですけど。
0:11:18	今日スケジュール、
0:11:23	を出されて、少なくとも今日のロジックペーパー自体はなんか見ても、何が変わってどうなんかも全然わかんないので。
0:11:32	それをこの後出される資料で、
0:11:35	考え直してしっかりとまとめたものを見てくださってということだと理解をしているんですけど。
0:11:45	それで考え直してある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:48	のか。
0:11:51	じゃあその見通しが立った上で、
0:11:54	これ、そあれですか、まずは2日の資料提示。
0:11:59	っていうこと。
0:12:03	何でしょうけど。
0:12:07	それはもう考え直してあとは文章寝るだけだっという状態になってるからこれスケジュールを引いてきているってということなんですか。
0:12:22	42社でございます。
0:12:25	今御指摘の点から考えますと我々として一つ一つ何を示す説明すべきかということの整理をした上で、それぞれの項目に対して、どういうことを何のために説明しなければいけないのかということまでの整理はできてございますのであとそのアウトプットとなるべきもの。
0:12:44	ダクトの整理も準備してございますので、そういった意味で、4月2日にお出しをする資料の中で、何が変わったのか、何が今までの説明が違うのかということころが、お示しをできるというふうに考えてございます。
0:13:09	規制庁姑息です。できると言われているものを否定するわけにもいかないの
0:13:14	で、
0:13:14	出していただいて、こちらの
0:13:19	認識しているレベルの資料なり説明でなければ、改めて出直していただくという対応になるということで受け持つをお伝えをしておきます。
0:13:32	ちょっと今日よくわかんなかったのは、スケジュール表等、あと、
0:13:40	今先ほど言った今もうきしていただけてますけど説明スケジュールっていうのと二つ出されてるのはどういう意味なんですか。
0:13:53	今後管理していきたいんですか。
0:13:55	日本原燃の項でございます。ちょっと今日ですねスツ説明スケジュール共通項目というところは今までグループ1の共通項目として一緒に書いてたんですけども、ちょっと分配共通部分を改めて整理し直すということでちょっとシートを分けて記載。
0:14:15	していますんで、グループ1のところは共通部分のところは、今、表示させてない状態で、それ以外の外部衝撃ですとか、火災関係のヒアリングのスケジュールこれ今まで使っていたフォーマットで、
0:14:32	記載してこれからこれが3万以上で共通部分と、それぞれの個別の条文関係と、いう整理に
0:14:43	なっています。
0:14:49	規制庁の古作です起こりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:52	遠いつつですね。
0:14:56	よく分かんないんでまず濃縮が落ちましたねと。
0:15:00	いうところがあって、濃縮のほうは、
0:15:08	濃縮能今共通で求められているような内容についても、スケジュールに入っていてですね。
0:15:18	共通でまとめたものを踏まえて反映して濃縮として説明しますっていうことになって、
0:15:25	いるので、分けられていてもですね、全体がフォローできるんですけど、今回グループ1のところから共通を外したとなると、グループ1のヒアリングの中で、その中の半内容として、
0:15:41	共通になる本文事項の議論と、
0:15:44	いったことが、
0:15:46	よくわからなくなるんですけど。
0:15:49	その辺りはどう考えて今回分けたんですか。
0:15:54	日本原燃の久保でございますすみませんちょっと説明が不足しておりました。これは単に共通部分のシートを分けたというだけで今まで通りグループ1で共通部分も管理していくということに変わりはございません。
0:16:10	ちょっとすみませんセンターの体裁がちょっとそういうふうに見えてない形になってしまっておりまして申し訳ございません。
0:16:31	規制庁コサクですけど、その観点でグループ2の方の本文事項についてはどう考えてるんですか。
0:17:03	日本原燃者でございます。グループ1もそうですグループ1の共通部分でやるべきことと、それぞれの個別の関係もありますし、今御指摘のようにグループ2の耐震がもうグループ共通との関係もありますので、そういうリンクがわかるように全体のスケジュールを見えるお示しできるように整理をさせていただきます。
0:17:30	規制庁不足です。よろしくお願ひします。今回共通項目として分けられたもので進めるのは、全体としてどういう整理にしていくのかということでその整理に従ってまとめられているのかっていう、何ていうんすかね申請にあたっての入口の議論でしかないと思う。
0:17:50	出まして、それができてようやくこの本文事項添付書類の内容を具体的に詳細に確認できる状態になるということだと思ってまして、そうするとその後半部分っていうのは、
0:18:07	グループ123とそれぞれの中です、議論をしている。項目ごとに話をする必要があるだろうと思ってますので、その点、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:19	確認が漏れないように配慮してスケジュールを書いていただければと思います。よろしくをお願いします。
0:18:29	日本原燃者でございます。対応させていただきます。
0:18:39	規制庁イノマタです他何か確認することはありますか。
0:18:47	規制庁カミデです。
0:18:49	耐震でいうと、直近の資料提出とか、3億通算11に出てくるということだと思うんですけど、私もロジック公開のロジックオペレーター、
0:19:06	というものがあまりよくわからないんですか。
0:19:11	ほぼでき上がってると思うんですけど、今までとどういう違いはある資料を目指してつくっているのかって言うのをちょっと簡単にご紹介いただければと思うんですけど。
0:19:33	はい、日本原燃高橋でございます。先ほど冒頭市原からも御説明していたところもございまして、やはり前回の審査会合をでも耐震の部分に関しましては、コメントのほういただいてございまして、自分たちで作成している部分のロジックといった
0:19:53	ところに対して、やはり抜けがあったというふうに思っております。ですので今回3月31日のほうにですね提出させていただくものに関しましては、いま一度そのロジックといったところがその体系的に見たときにですね。
0:20:09	折半体系的及び論理的に見たときにですねちゃんと整合しているのかっていったところをですね、今一度部門のほうでも確認するとともに、ちょっと今までも見ていただいている方々に無線少し、その部分のロジックっていったところをちょっと多角的に見ていただくというようなところで、
0:20:27	もちろん精査させていただいたものっていったところで、現在、検討のほうを進めているというような状況でございます。
0:20:36	規制庁カミデです。ロジックをちゃんと整理するっていうことはおそらくということとをされるんだと思っているんですけど、今回のロジックペーパーをメリットをその分割申請における云々かんぬんとまあそういうこともあって、
0:20:55	低耐震においても、地盤とかの話だと第1回ではここまで、例えば隣接取ってやるとかですね。
0:21:04	第2回ではここまでっていう整理かあまりきちんとされていないまま今まで続いているような感じがするんですけど、そういった部分をこのロジックペーパーで耐震にも、
0:21:20	当てはまり尾根付近はきちんと整理された上で、来週資料提示ということによろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:52	規制庁イノマタ物日本原燃今の発言に聞こえてましたでしょうか、表現者でございませ聞こえてございます。
0:22:02	今ごろ、
0:22:04	お話あった件につきましては、確かに全体の整理学として今一つ一つ共通の方で整理をして分割申請の場合どういう分割のあり方なのかということをお慮する必要あるのかっていうのも踏まえた上で、かつそれを考えた上で、
0:22:22	申請書にはどういうことをどういう範囲で示すべきなのかというのを一つ一つ整理をさせていただきたいと思っております。それをやりながら並行して、今、個別具体的話もロジックペーパーをつくってやらせていただくというところがありますので、
0:22:39	当然ながらその検討の過程もしっかりと踏まえた上で、できる限りそういうものを反映しつつ進めさせていただければというふうに考えてございます。
0:22:51	はい。
0:22:52	規制庁カミデです。わかりました。
0:22:56	そういう
0:22:58	所について質問があったときにまた国それはまた別のヒアリングでということではなくて今こう考えていくということがちゃんと説明されるようには準備されているということで理解しますのでよろしく申し上げます。
0:23:19	規制庁イノマタです。ほか何か確認することがありますか。
0:23:24	規制庁の田尻です。グループ1関連のヒアリングで確認したいんですが、グループ1関連のヒアリングのスケジュールを見ると、例えば浅いとか竜巻に関して、この点がまた書いてないやつがあったり、資料の提出がないけどヒアリング予定だけ入ってるやつとかがあったりするんですけど、これは、
0:23:43	ある程度確定それと先ほど発話があったら申し訳ないんですけどこれはある程度確定したスケジュールとってない設計、
0:23:51	はい。日本原燃のエビナです。スケジュールはですね現地の考え方としましてはまずはドバイ分損益に関してはこれまでのいただいたコメントの回答をするというふうな
0:24:09	流れてまずはおかしいいただいておりますんで火災だとか、あと他の溢水だとかそういったものは21日、4月21日を受けるんですけど、こちらは基本設計方針と同時に出ささせていただくということにございまして、
0:24:27	現時点でとかそふくそう作業によって増える可能性は否定はできないんですけども現時点ではそれなりのものだというふうに考えてございます。
0:24:38	規制庁の田尻です。まず火災に関して言うと、4月21日ぐらいに書いてあるので多分三つの項目だけになっていって原燃としての認識のほかの資料に関

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	してはもうセットできているというぐらいの認識を持たれてるのかっていうのがまずわからなくて、火災に関して言うとこれ、
0:24:54	赤い文字で書かれた追加分に関しては 21 って書いてあるんですけど、ほかのやつに関するヒアリングで指摘をした思いがあって、
0:25:02	なんか今何かそれはもう
0:25:05	何か反映確認できれば大丈夫という認識なのかがまずわからないっていうのが一つと。
0:25:11	3、ちょっとそれで僕は見えてないだけだったら申し訳ないけど 3 月の 12 項に 7 マークもついてなくて、今おっしゃった 21 日の三つのマークの上のところにも特にマークはついていないので、新しく提出するもの以外はもうセットと思っているのかというのはその時点の中に四角でそうな気がするのと、
0:25:29	竜巻に関して言うと、
0:25:31	と今度、4 月の 6 日ぐらいに資料四つぐらい出すことになってるんですけど、その他に関してはヒアリングはその 1 週間後にやりたいというふうになっていて資料が提出しないけどヒアリングをしたいということがちょっとわからないので一応確認したいんですが、
0:25:52	日本原燃のエビナです。すいません。ええと項目として、ちょっと入ってないものがございましたけれども、どう基本的に今回追加する以外ものものものでも意識は一通り出すようなことで考えてございます。
0:26:09	そちらが資料に入って反映できておりませんでした。失礼いたしました。
0:26:14	それでいいです。政策やねスケジュールでも削減やつなんで精査中金型精査中で構わないので、これセット版だというふうな認識が違うものとして指摘をしなければいけないので、現在の状況は性質が正確に説明いただけるようにお願いします。以上です。
0:26:31	日本エヌエビナです。承知しました。失礼しました。
0:26:43	規制庁イノマタ部数ほか、何か確認することがありますか。
0:26:48	すいません。規制庁カミデです。すいません。
0:26:54	審査会合の件なんですけど、
0:26:58	今月の 15 日に審査会合やっていて、大体毎月 1 回ペースでやっているの、また 4 月の中をオオオカとは思いますがけれども、耐震とかだとですね、提案の 15 日の会合では、
0:27:16	また次回説明しますと、回答を受けている事項があるんですけど、その辺の準備状況というのはどういった状況でしょうか。
0:27:30	日本原燃の富樫でございます。現在審査会合といたしましては当社のほうからお願いしてるベースといたしましては 4 月の 13 日の日に審査会合等を耐震

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の部分としましてお開きいただくような形の方をお願いしているというような状況になってございます。
0:27:47	こちらのほうにかけるとしましては前回地盤モデルに関しての部分と、あと設計を地下水に関しまして、我々のほうのロジックのほうで御説明したところに対しましてコメントのほういただいといたところございますので、
0:28:04	こちらのほうの一番モデルの部分と、設計地盤モデルにつきましては 31 日の日にですね、前回の審査会合を踏まえな規定、その部分に対してのロジックとそれに付随いたします補足説明資料というのを出ささせていただくというような形で今、
0:28:21	進めてございますのでこちらのほうの 13 日としましては今ほどの土地盤モデルの部分と、あと設計を地下水に関しましては 31 日に関しまして東地区の方ですねつけさせていただきたいというふうに思っておりますので、
0:28:36	こちらのほうの石油地下水に対してのゴシックコメントを受けましての当社としての考え方を作ってプロジェクトとして展開して参りますのでその部分に対して週 3 日の日としましては御説明させていただきたいというふうに思っております。
0:28:51	その他のですね、項目に対しましては現在の取り組み状況といたところに関しまして、他の関係につきましては御説明させていただきたいというような形のほうで建物系のほうは準備してございます。
0:29:05	日本原燃菊地でございます推定機器配管系のほうですけども、機電側の設備設備じゃないですね、説明としましては前回の会合で触れさせていただきました網羅性っていうところでは、あとは機器配管系の類型化の考え方。
0:29:23	この一つ水平 2 方向っていうところも会合の中では触れさせていただいたんですけども、こちらに関しましては、うんと共通部分でのちょっと安全機能の整理っていうものを御終わらせた上で、どうちょっと 2 方向のもの。
0:29:38	検討っていうところを吸っていただきたいっていうところになってまして、4 月の会合の案件としましてはイトウ耐震評価対象の網羅性の部分と、機器配管系の類型化に対する考え方っていうところの準備を進めさせていただいている状況です。
0:29:57	以上です。
0:30:02	規制庁カミデです。地下水の設定の件で補足説明資料が足せないっていうのはどういう状況か何か足りない。
0:30:14	でしょうか。
0:30:17	はい、日本原燃通してございます。地下水の設定に関しましては、現状のサイト内ですね地下水等に関しましてのデータ関係の方ですね整理しているところ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ろもございまして、こちらのほうに直管長時間を要しているってところがございまして、こちらのほうの 31 日の日といたしましては、
0:30:34	審査会合におけますコメントを踏まえましたロジックのほうを提出させていただきたいというふうに考えているところでございます。
0:30:49	規制庁カミデです。
0:30:53	前回の会合なんていうのはもう今後きちんとやるというような話があったので、
0:31:06	ちょっとロジックだけということのロジックだけできちんと会合で議論ができるかという点は疑問があるというところでは、また相当いつそれ以外も
0:31:22	31 日常提出して 7 日ヒアリングでというのは、13 日というのはちょっとあんまり時間がないかなと思うんですけどその点、資料提出を早めるとか装填スケジュールの
0:31:39	再考の余地を見ますと、
0:31:47	4 イトウしてございます。ちょっと大変当社の大変申し訳ないところでございまして、現状、こちらの方、31 日のですね非常に抜けるところで精一杯努力している中でちょっと本日提出した地形で時期尚早になります 31 日の
0:32:05	資料の提示といったところが現状お約束できる範囲内として、現状経緯の線といったところございまして、大変申し訳ございませんけれども 31 日の日の提出と言ったところに減少させていただいてございます。当日のこの 31 日につきましては、
0:32:23	現状当社のほうで考えております介護用ですねパワーポイントの説明資料もですね合わせて提出のほうをさせていただきたいというふうに考えてございますのでそちらのほうのちょっと資料の準備が少し遅れているところで大変ご迷惑をかけて申し上げますけれども 31 日の日のケースというような形のほうで対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:32:47	規制庁カミデです。わかりました。まずは 31 に値を待つことにしますが、ちょっとあま余りにも前回会合の指摘に対して替え該当がないだとか、会合でやるべきことがきちんと
0:33:06	準備されてないような状況だとオオオカの会合をできないということもありうるありUDますので、まず資料を確認したいと思います。以上です。
0:33:19	日本原燃飛ばしてございます。よろしくお願いいたします。
0:33:24	規制庁コサクですけれども、
0:33:27	今の話も、
0:33:29	やっぱりよくわからんカミデが言った通りよくわからないところで、
0:33:34	まずロジックペーパーだけなんだったらヒアリングを 1 週間も待つわけないですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:42	ロジックペーパー何枚物作るつもりなんですか。
0:33:45	我々が1週間かけないと読めないほど立派な
0:33:49	物を作られるんだったら補足説明資料を作ったほうがいいと思うんですけど。
0:33:56	日本原燃増収でございます。ロジック程度だといたしましては、1枚程度のものになります。
0:34:04	1枚程度1週間も読めてんですか。
0:34:10	日本原燃富樫でございます。ちょっと説明のほうがちよとタナカたところがござい ますけども、
0:34:17	こちらのほうの資料のほうにちょっとヒアリングのスケジュールとしてですね記 載させていただいていないところはございますと大変申し訳なかったんですけ ども、できましたらあの会合用のですね資料等炉注ペーパーといったところ に對しましては31日の日に提出のほうをさせていただいていただきますので、
0:34:35	できましたら2日の日にですね、こちらのほうのその会合向けと現状させてい ただきますロジックペーパー関係に關しましてヒアリングのほうをお願いしたい といったところで、今ちよと東京事務所を通じてお願いをさせていただいてる というような状況でございます。
0:34:55	なぜ今そんな話するんですか。
0:35:00	最初に説明すべきじゃないですか。
0:35:06	どういう神経でヒアリング望んでるんですか。
0:35:22	2億円投資してございます。大変申し訳ありませんでした。
0:35:29	日本銀行のフナコシですか、大変申し訳ございません。
0:35:32	今日お示した資料がですね、31日の資料提出で7日のヒアリング13日の 審査会合という表現になっておりまして、これ
0:35:48	できれば2回の審査会合までにヒアリングをお願いしたいと思って。
0:35:54	と思っているところがありました、ちよと今日の資料の
0:35:59	提出時点で、そこまでの最終調整に至らずにですね、このようなことになって おりますが、申し訳ございません。
0:36:08	であれば、
0:36:12	今富樫が申しましたように、
0:36:16	こちら3日までに
0:36:18	もう一度、もう1回どこかでヒアリングさせていただければありがたく思っており ます。
0:36:24	よろしく願いいたします。
0:36:31	規制庁コサクです。
0:36:35	前からですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:40	資料。
0:36:45	東京事務所とかに出してこちらに送るといった以降に内容が変わりすぎるとい うことでさらに変わったものを変わっているにもかかわらず、
0:36:56	資料を変えるとかっていうことをせずに、
0:36:59	口頭で言うだったり、或いは言われてから言うだったりという対応が多すぎる んですよ。
0:37:09	とても自分たちの状況を的確に伝えようという姿勢とは思えないので、
0:37:16	そういうところもちゃんと改めて対応いただかないとこちらとしては審査は進め られません。
0:37:22	それで、
0:37:25	今回の耐震の部分だけで言っても、先ほど上出も言った通りロジックペー パー だけでですね審査はできないので、
0:37:33	それに関連する補足説明資料は必ず出していただく必要があると思っ てま す。
0:37:40	ただこれも前から言っているんですけど、全部耳をそろえないと審査ができ ないということではないので、追加で、作業中のものがあればそれはその旨書い ていただいてスケジュール表などにその残り分はいつ出せるのかと。
0:38:00	いうことを示していただければ、それに対応した審査スケジュールこちら組 めるのでそういうところをちゃんと説明してくださいっていうふうをお願いをして いるのに、それもまた今回ちゃんと言えないと。
0:38:13	ということなので、最初にイシハラさんが言われたような考え直してちゃんと整理 をして、
0:38:21	スケジュール組んでいきましたっていう状況にはとても思えません。
0:38:28	その点はオオクボさん、どうお考えですか。
0:38:32	保険の項でございます。すいませんちょっとまだスケジュールといえますか工 程表も精度が悪いところがあったということに関しては、申し訳ございませんで した。先ほど富樫が申しました件については、
0:38:47	御指摘の通り先にこちらからお願いすべきことだったと思いますし、このスケ ジュールのいつ何をしようとするのかということも含めてのチェック、それが工程 の成立するのかどうかというところのチェック
0:39:05	そういうところが今まで計画を立てたけれども、それに向けて、もうそれをやる ことが目的になってしまって、追加していたところがあったので、ち よっと改めて、そこが事前に社内でチェックをして、本当にそこでヒアリングでき るのかというところのチェックも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	さらに強化して対応していきたいと思います。ご指摘のあったぎりぎりになってスケジュールを出してそれがまたすぐ変わってしまうようなことが主な内容にそういう点でもしっかり確認をしたものをお出しするということで対応させていただきます。申し訳ございませんでした。
0:39:42	規制庁の長谷川ですけれども、オオクボさんの話執務診療できないからさ。今日だってわかってるのにそんなことやるんや。
0:39:55	何を信用したらいいのか、次から親でちゃんとやりますと、
0:40:05	それをちゃんと答えて、
0:40:09	もう何百回も同じこと聞いているんだからさ。
0:40:13	オオイシ引用はしてないようでコサク今回もそれはちゃんとしたものを出してくれと。
0:40:19	詰まってないんだったらさもうやめたらいいんじゃないの。
0:40:23	なんでそんなにこんなに急いでんの。
0:40:29	オオクボ 3 月はちょっと前に説明したことがさ、一つも達成できてないじゃん。
0:40:35	そんなに作業さで、また資料出してきてさ、同じことをまた繰り返してるんじゃないの。
0:40:46	一般論があるなら言ってみて、
0:40:56	日本のほうでございます。
0:40:59	アノンできるような
0:41:01	対応ができておりませんでした。申し訳ございません。いやできているからさ、やって
0:41:20	規制庁コサクですけど、まず今の話でいくと、このスケジュールは改めて今の観点も含めて見直すということで、
0:41:32	今後この資料自体を見ないようにしたいと思います。なので改めて整理を出し直しをしてください。一方で耐震のほうなんですけど、
0:41:48	資料 31 日提出ということもあるので、海進のほうのスケジュールはですね、
0:41:56	先ほど補足説明もないってというようなところもありましたけど、どの程度の内容をどう、どういうために出すかっていうところの
0:42:07	状況ですね、それについては審査会合までのスケジュールということもあるので、
0:42:13	個別にちょっとわかりやすいものとして情報提示をしていただきたいんですけど。
0:42:22	できますか。
0:42:34	日本原燃の船越です。
0:42:36	ちょっと確認させていただきますが審査会合 13 日に向けて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:43	上げようとしている。
0:42:45	内以降の
0:42:49	内容についての
0:42:51	イメージ。
0:42:55	要点
0:42:57	というものを、例えばAとですね、事前に
0:43:02	送付させてくださいと。はい、規制庁の古作です全然違います。
0:43:09	内容示せとは言ってなくて、
0:43:12	補足説明資料一式を考えてその関連する補足説明資料意識を考えた中で、
0:43:18	何時にどこまでの提出ができるのか。
0:43:22	全体のスケジュールがこちらの審査計画を立てられるようなそちらの対応状況がわかるように説明してくださいって言ったつもりです。
0:43:34	全く違うふうに解釈されたので私ちょっと日本語が
0:43:38	うまくしゃべれないのではないかと心配になってるんですけど。
0:43:43	カミデさん、私の日本語が理解できる。
0:43:48	もちろん理解できます。はい。
0:43:57	見通しでございます。
0:44:02	程度のもので。附属説明資料に関しまして等とのフェーズの程度のものがどのぐらいの時期に関してまた指摘なのかといったところにつきまして最高いたしまして資料のほうに反映させたもので御説明させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。
0:44:22	規制庁の別あ、ごめんなさいね、今の富樫さんの回答だと、その内容も31日に提出するってことですか。
0:44:33	日本原燃当初でございます。
0:44:36	ちょっとさっき1日のフェーズといたしまして今現状ためのご用意できるものとしましては地盤関係のところのですね補足関係といったところがちょっとご用意できるっていったところが精一杯の小計でございますので、その他の補足説明資料に関しましては、今地下水の設定でありますと、21日の日に置かせていただいております。
0:44:56	もうそれ以前の段階のところとして、お出しできる部分があるとすると、この部分についてが少し御提示できますといったような形をですね、御説明させていただくというような形のほうで今私のほうとしましては考えておりました。
0:45:12	規制庁コサクですけどだからそのスケジュールを早く示せて言っていて、
0:45:18	そういつ何も言わないで回答してるつもりになってるのは私疑問なんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:28	日本原燃船橋でございます。今日から含めて、いつまでに何を出してっていう審査会合当日までどの資料をいつ出すかっていうのを示したいと思います。
0:45:40	規制庁コサクです。審査会合までですべてが出るんだったらそれでもいいんですけど、出せないものがあるんだったらその部分もいつ出せるのかは言ってください。
0:45:55	はい。先ほど毎にどこまでお約束できるかわかりませんが、お示しさせていただきます。
0:46:09	規制庁コサクです。よろしくお願ひしますカミデさんどうぞ。
0:46:13	はい。
0:46:14	規制庁カミデです。地下水の設定がロジックだけになるという話でしたけど、
0:46:25	今ロジックができるとですね、まず、説明しなきゃいけない項目っていうのは出てくるはずで総代と、おそらくもう1回出た補足説明資料にリバイスだと思ってそれに対してこういう項目が追加になるというような形で中身は
0:46:45	データは後日なのか、なんか見事後日なあれなんですけど、そういう形で準備はできるんじゃないかと思っていますので、なるべくそういうロジックと関連する資料、
0:47:02	っていうのをセットで助けようとしてその上でスケジュールを組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひします。
0:47:20	国同士です。了解いたしました。
0:47:26	規制庁イノマタベイズ法か何かありますか。
0:47:39	規制庁イノマタです。よろしければ今回のこの前半部分の共通項目に対しては、ヒアリングを終了させていただきたいと思いますが、基本的にスケジュール関係で、いつ何を説明しようとしてるのかというのが、
0:47:56	この本日のヒアリングをもってしても、よくわからずに、事業者として何をしたいのか、何が目的なのかっていうのも、本日の説明ではようわからなかったというところがありますので、次またスケジュールを組み直して、
0:48:13	全体的な話をしていただけるような印象を持ちましたけれども、その際にはきちっとそういったものを踏まえてですね、対応していただきたいというふうに思っております。
0:48:27	ほかよろしいですか。
0:48:32	規制庁イノマタです。そうしましたらよろしければ、共通事項に関するヒアリングのほうは終了したいと思います。ここで一旦ちょっと人の入れ替え等ありますので、休憩を挟みたいと思います。
0:48:48	日本原燃の方に確認なんですが入れ替えには10分ぐらいあれば十分でしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:55	日本原燃大久保でございます。はい、10分あれば、自分でございます。はい。よこしまし規制庁イノマタです。そうしましたら、今手元のときに35分ですので45分まで休憩とさせていただきたいと思います。
0:49:11	また再開になりましたらご連絡をしたりいたします。
0:00:05	規制庁イノマタです。そうしましたら後半の部ということで、日本原燃(株)濃縮施設のせつ工認申請に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:20	本日Ⅱの説明はこれまで技術基準との適合性ということで確認を行ってききましたけれども、いくつかコメントとして、出したものに対するの
0:00:36	修正を本日説明していただくという理解しております。
0:00:42	資料提出としては3月18日だったり、3月22日、あとはまた本日説明、本日定数していただいた資料、こういったものを持って御説明いただくと。
0:00:58	いうふうに考えております。
0:01:00	説明の順番としては、洞道のようにする予定なのかも含めて、ちょっと日本原燃のほうから簡単に説明いただけますか。
0:01:12	はい。日本原燃、瀏野です。本日の御説明ですが、まずこのとかイトウとして資料ナンバーの個別の050709、10番103610区
0:01:28	目10二十一、二十24、こちらの資料については、これ見ていただいた後も最初のRevアップかもまだ書き足りないというところがあったところの補足になりますので、こちらは順番に。
0:01:44	変更点だけ要点乙についてご説明させていただきたいと思います。あとそれ以外のもしくは個別番号の0ハッチ11、18、こちらにつきましてはもう修文だけの再提出の資料になりますので、
0:02:02	こちらが本日特に御説明をするつもりはございませんので、こちらは主要ご確認いただきまして何か追加でコメント、御指摘等があれば、いただきたいと思います。中央の今御説明しましたA.05のほうの資料から順番に。
0:02:21	御説明をさせていただきたいと考えております。以上です。
0:02:29	規制庁イノマタ規制庁イノマタです。序
0:02:33	説明順については了解しました。そうしましたら、一つ一つ確認をしていこうというふうに思っておりますので、まず濃縮
0:02:48	個別の05ですかね、07ですか。
0:02:52	こちらのほうの説明からお願いします。
0:03:01	その辺のフチノです。それでは本日の資料をまず御説明始める前に当たりまして、本日の対応者をですが、私フチノとあとヤギハシサカモトとシバタワカバヤシaカタノ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:18	それからAMカロウジ、あとあの設計関係でイワブチグドウ、サトウデマチ、一方、以下のメンバーで対応させていただきたいと思います。それあの資料の個別5番、05の資料から御説明させていただきます。
0:03:38	日本原燃シバタですそれでは資料のほうの説明をさせていただきます。濃縮個別05の今回この資料の改正についてですが、前回モニタリングポストの申請においてですね、技術基準の規則に直接要求事項には結びつかないけれども、
0:03:58	こちらからとしては1機構に無理やり半ば無理やりちよつと関連づけて申請していたと。それに対して合意に結びつける必要はないですよというようなコメントいただきましたので、それにつきましてそれに関わる変更。
0:04:14	その方針を濃縮個別05、この資料にまとめたものになります。
0:04:21	具体的には、
0:04:24	通しページの4ページに中程に書いております。
0:04:31	(1)の基本方針としましてええまあ申請対象となる機器はいずれかの技術基準規則の要求事項に関連してなければならぬと、これまでしてみたものを改めますということです。
0:04:44	その改め方についてはまた施設加工メーカー等の先行事例を踏まえてやっていけばいいかというのを見直したものであります。
0:04:53	一つ目のことで、
0:04:56	まずは技術基準への適合、これを説明しなければならない時期というのは、直接要求事項がある機器、
0:05:05	いえ、それを絞りますということです。ただそれに絞った場合、今まで申請していたり、説明していた内容というのが抜け落ちるということは、好ましくないもので、それについては事業許可、これとの整合の観点からも示す必要がありとなりますので、両申請していくと。
0:05:25	じゃあその申請の仕方をどうするのかというと、まずは技術基準に直接該当するものではないので、基本設計方針のみの記載。
0:05:33	これでアクサとの整合を図るというふうにします。
0:05:37	ただ、レベル1、第3回申請とかでいえばIAEA重大事項対象資機材として申請させていただきました貯水槽とかがありますけれども、それについての耐震だったり漏水だったり、
0:05:51	必要な時間を整理できる容量を有するというような力設計仕様に対しての説明は必要だろうということを考えて第3回では説明書の中に入れさせていただきましたが、今回この見直しに置いてこういうものについては、
0:06:08	その他事業許可で求めるしようと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:12	これに関する説明書というのを新たに起こして、技術基準の適合に関する説明書の後ろ一番後ろに添付していきたいと。
0:06:22	こういうふうに改めさせていただきたいと思っております。
0:06:26	この事業許可制求める仕様に関する事項というのはたかつたの加工施設の
0:06:34	申請においても
0:06:36	そのような形で申請がされて認可いただいているという実績の方確認しております。
0:06:43	この考えのある考え方を改めたことによって、
0:06:48	具体的にどのような変更になるかというのを、
0:06:52	このページの(2)から示しています。
0:06:55	まずは5ページには中級上戦術の面談で受けた交差点管理に関わるものと、あとは事業許可基準規則等、技術基準の関係性を見たときに、やっぱり閉じ込めに関しては、技術基準規則になると、
0:07:12	複数の条文に分かれていくということで、ここが一番の誤解や、
0:07:18	これらをちょっと生じさせる。
0:07:20	恐れがあるなということで柱状についても、改めて考え方を整理したのになっています。
0:07:28	この十条等19条の変更内容の
0:07:32	概要としましては、まず十条以降は各号の要求事項には当たらないけれども、一考の文章の限定された区域に閉じ込める機能を保持するよと、この記載に該当しますと、
0:07:47	いうふうな税位置付けで申請をさせていただきましたけれども、これを見直して対象外にするという、そういったものになります。
0:07:56	対象会にした部分の記載についてはほかの各説明書で説明をしていくと。
0:08:01	ものです。
0:08:03	続きまして5ページで、
0:08:07	放射線管理施設の考えながらためということでモニタリングポストとかは1項に該当するとしていましたけれどもそれを見直すと対象外とします。
0:08:18	モニタリングポストは技術基準規則に直接該当する項目がないので、事業計画に
0:08:25	金額まで求める仕様に関する説明書というものの中で補足説明資料で説明したような設計が内容を説明したいと考えております。
0:08:36	説明は以上になります。
0:08:42	規制庁イノマタです。ただいまの原燃の説明に対して確認することがありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:51	規制庁のカワラサキです。
0:08:53	ちょっと今ご説明のあった事項のうち、そうですね、閉じ込めについてお尋ねしたいんですけども、
0:09:02	今回改めて、いろいろ基準との対応関係について御検討されたということは理解しました。今の整理になるとですね、例えばその遠心機のほうの申請で申請されている。
0:09:20	預容器というか、カスケード関係の設備であつたりとか或いは配管といったものについては、閉じ込めに関する技術基準適合への説明はされないという理解になるのでしょうか。
0:09:35	日本原燃柴田です。詳細につきましては経営トップ個別 13、このあと説明をさせていただきますが、概要として話しますと、
0:09:47	閉じ込めで話していたことは、今回はこの下に書いてあるようなことについては、それぞれ強度に関する説明書だったり、その的にわかれ求める仕様に関する説明書という場所に記載を色を行います。
0:10:03	なので回位、
0:10:06	新型遠心機の構成にしに関わる申請で言いますと閉じ込めの説明書れ説明するような事項はなくなるといった感じになります。
0:10:18	規制庁川崎です。ちょっとその点で基準との関係を整理されたというちょっと具体的なですね、
0:10:26	なんていうかね。
0:10:30	該当しないと言われている。
0:10:33	その理由をもうちょっと教えていただきたいんですけども。
0:10:41	要するに規定との関係で、
0:10:44	どういうふうな
0:10:46	機構をしたのか、試行というか検討されたのかっていうところを持つ。もう少し補足していただきたいんですけども。
0:10:57	はい、日本原燃柴田です。閉じ込めを例にして説明をさせていただきますと、閉じ込めAは金額基準規則李ますと決定された区域に閉じ込める能力を維持しなさいでそれに関する
0:11:13	耐専式腐食性を有する材料を使いなさいなどの項目がありまして、それが技術基準になると、それが閉じ込めの発注票農業系だったり、遮材料及び構造の要求だったりというふうに分かれていくと。
0:11:30	といった場合に、
0:11:33	その場合でも当UF6を内包する設備で考えたときにその申請と考えたときに閉じ込め、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:41	の、十分に当たらないというのも何か気持ち悪いと思ってたので前回まではそのままクラブの選定された区域に閉じ込める機能を保持しようとここに半ば無理やりちょっと当てて、十条に関する機器ですと、
0:11:56	そういった感じで申請をさせていただきました。ただ、その申請していただいて適合の説明の内容は 14 条の
0:12:05	大量及び構造、これの要求事項に対する説明であったり、
0:12:10	してしまっていて 3 回、第 3 回申請でも材料及び構造の
0:12:17	説明書に記載している内容と同じくといったような呼び込みを行うような形でやっておりましたので、そういうものについて、適正な技術基準への
0:12:31	適合ときの判断に見直したということになります。
0:12:36	規制庁カワラサキですけどちょっと若干質問がわかりづらくなったかもしれませんが、具体的に言うと第 10 条の今で言うと、
0:12:47	2 号ですから、2 号の規定ではですね、6 フッ化ウランを取り扱う設備に関する事項が見られておりますけれども、それに該当する設備を、これまでとは別途範囲を解釈の仕方を変えて、
0:13:03	ここに書かれているブレンディングか均質槽関係の設備に限定したとそういうことでしょうか。
0:13:11	日本原燃柴田です。
0:13:13	おっしゃっている内容と
0:13:17	デマチがないと思ってまして 2 号、
0:13:21	2 号の要求ですと、きっちり UF6 が著しく漏えいするおそれがあるものとしまして既認可テーマまたは第 3 回申請までにおいて対象とする設備は、当施設で UF6 を耐気圧以上で、
0:13:36	取り扱う機器というふうにしております。その他の耐気圧未満で UF6 を内包する設定取り扱う設備については、配員ホールとかがいてとじ込み機能が喪失した場合においてもまずはインリークとなって緩慢な漏えいがそこから
0:13:54	していくというもので、著しい漏えいがある機器というふうには対象を付けておりませんでした。
0:14:00	それに合わせて従事者保護の目的としてカバーシート、これらをつけるといったものは、漏えい拡大防止の観点もあるだろうということで 2 号の要求に当てていたものになります。
0:14:15	これを今回見え見直して事業許可ね求めるしよう。
0:14:20	のところにするといったものになります。
0:14:25	規制庁かわらせて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:27	この検討の過程を今ので理解はできましたが、一方でちょっと気になる点としてですね。
0:14:37	事業許可のときに、その事業者、
0:14:40	のチーフの暴露であつたりとか、そういったところに関連するものを御へと基準点の基準等の環境と中身整理していたのかなという点なんですけども。
0:14:51	私の認識ですと事業許可の基準ていうと、第4条ですか。第4条の閉じ込めに関するところ、そこについては確かにその基準上はですね、事業者の
0:15:06	御という観点もですね直接は様に分かれていないんですけども、当初の東電の申請を見るとですね、第4表との関係に
0:15:17	の説明とあわせて、そうした
0:15:21	従業者の直接暴露防止するといった設計がですね、閉じ込めとして述べられておまして、
0:15:31	第1回から男性時間かかるまでの申請というのは、それを継承するような形で
0:15:38	要するに切り分けられる。
0:15:41	基準適合に該当しないと切り分けられるものと切り分けられないものがあって、そういったその切り分けられるか微妙なところっていうのを事業許可のときの整理、
0:15:57	も踏まえてですね、おそらくその技術基準の回答ありやなしや検討する際に、ファクトの該当する側に寄せているんだろうというふうに私は理解しています。その上で、今回その整理の仕方を
0:16:12	変えるということなんですけども、閉じ込め、
0:16:16	そういう観点で直接被ばく暴露防止という事業者保護の観点を除くというのは、ちょっとその許可との整合という観点で問題がないかという検討なされたでしょうか。
0:16:31	日本原燃柴田です。まずは閉じ込め知見壁は閉じ込めに関連していると、それが技術基準になるとそのカバーシートに対して従事者ほぼ
0:16:42	しなさいという要求はないので、技術基準には該当直接該当しないだろうというものになってます。それが今度それを外したことによって許可との整合を図りなくなるのではないかという御指摘に対してですけれども、
0:16:57	技術基準の10条の要求に、
0:17:01	技術上の基準に適合してるかといった観点でのカバーシートの申請はしませんけれども、事業許可で求める使用これに対する答えとします。答えというかその詳細設計としまして、その他転落アレイ求める仕様に関する説明書と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:20	いうものを新たに起こすさせていただいて、その中でカバーシートの設計の基本これらを説明したいと思っておりますので、許可整合の観点から外れるといったことはないかと整理しております。
0:17:36	規制庁のカワラサキの許可成功について聞いているのではなくて、許可のときに整理した基準との対応関係と技術基準Aと規則との対応関係の中に、要するにその許可基準規則にも、事業者のことが書かれていないわけですね、限定された区域に閉じ込めるという。
0:17:56	ところで、どこまでを含めるのかといったところで整理されていたかと思うんですけども、今回、その点において技術基準規則においても事業者防護っていうのは当然出てこないわけですけども、要するに6ふっ化の著しい漏えいといったところ等の関連で、
0:18:13	許可のときの考え方と大きくスコープが外れてしまうと、要するにその説明の体系として、問題がないかという観点での質問でした。ちょっとその上で、ちょっとその辺はちょっと検討
0:18:30	よくよく考えた上で、
0:18:33	整理して欲しいんですけど、ちょっと、ちょっともう1点の観点とちょっと懸念をお伝えすると。
0:18:40	設工認の添付書類っていうのはある単一の条文についてのみの説明にする必要はないんですね。というのはその例えばその閉じ込めに関する説明書で強度に関する
0:18:58	機構と関連する事項が書いてあったとしてもですね、それは結局
0:19:04	手順との対応関係が変わるだけであって、その一体で説明すべき事項がいっぱい出て説明すべきと考えます。そのため、ちょっと今御説明いただいているように、その強度に関する説明書で適合説明するというのは、
0:19:19	わかるんですけども、閉じ込めに関する説明として、基本方針から一連の流れで説明しているものを無理やり切り分ける説明が果たして可能なのかという、ちょっと懸念を持っています。
0:19:34	その点については、その添付書類等基準との関係っていうのをどのように整理されたのかというのをちょっと
0:19:42	御説明いただけますか。
0:19:48	日本原燃柴田です。今の御指摘に対して切り分けについてですけども、キリンカーっていうのは建設当時ですね、これのほうに、
0:20:01	適合の説明を見ましても完全に切り分けた形でちょっと記載をしていたのでこちらのほう踏襲をしようと思っておりますと、今これはいけません規制庁コサクですけど、ちょっと我慢できなくて申し訳ないんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:16	来認可とか、
0:20:19	他、加工事業者とか、
0:20:22	なんで急に出てきたんですかね。
0:20:24	そもそもこの申請をされる際に、再処理なりMOX内の動向も踏まえて、
0:20:32	主に実用炉の運用を参考にしながら、効率的に申請書をまとめていきますと、
0:20:39	それは濃縮の第4回も同じですってということで、今回スタートしてますよね。
0:20:45	その話が全く消えて、1からやり直しますっていうんだったらどうぞ取り下げて再申請してくださいと。
0:20:52	いうことになっちゃうんですけど。
0:20:54	何を考えて
0:20:56	1週間か2週間か対応されたんですか。
0:21:00	全く理解できないんですけど。
0:21:09	日本原燃の渕野です。ご指摘の通りでして再処理MOXで共通事項として対応してる事項を踏襲するというのは変わん替えは変えておりませんです。
0:21:22	ただ
0:21:24	ちょっと前回のヒアリングの際の御指摘で条文のところに整理すべきか、もしくはそこから
0:21:32	それでマッチングしてないものをどうやって整理するかというところでちょっと
0:21:39	前者の設備にコア乗っかってこないようなところになってるかなあというところで淘汰の加工メーカーさんの先行事例やを参考にしたというところですので、今カワラサキさんからご指摘いただきました通りで、
0:21:54	ちょっと事業許可で一定で閉じ込めでそのときどういう観点で審査していただいたか申請者で整理したかというところとあとはちょっと技術。
0:22:09	許可基準と技術基準の条文の違いはありますけれども、そこをもう一度、いま一度整理をして今回の施工の申請の中でどういうふうに整理すべきかというところはちょっと三町度再考して再整備させていただく。
0:22:26	表にしたいと思います。以上です。
0:22:30	規制庁コサクです。よろしくお願いします。
0:22:33	それですね、
0:22:36	内容としては、内容っていうか基準で何が書かれていてっていうようなことは許可の基準と技術基準等っていうのは御理解をされながらやられてるようではあるんですけど。
0:22:50	一方で、その条文に対して、
0:22:53	許可で動向等宣言したのかとの対応関係等鋭意技術基準でその対応関係を
0:23:02	維持するべきもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	そもそも基準その許可で対応した条文自体が、
0:23:10	技術基準にはないからってということとはまた全然違うので、その対応関係をまず明確にさせていただいて、それに応じて
0:23:23	設備リストのところにですね対応条文をどう書くかといったことは、まとめていただきたいと思うので、単純に行こう。
0:23:33	ロジックペーパーにもなっていないような、こういう文書を羅列するだけだとよくわからないので、
0:23:42	許可の基準 1 許可基準解釈一隻でそれに対する影響下での制限事項でそれに対応して、技術基準がどう当てはまっていくのか、対応できないものについては、
0:23:57	こうします。同じように拡大解釈するものはこうです。
0:24:02	どんぴしゃではまっているのはこれですというところで、許可の認可の方でもどう取り扱うかっていうことっていうので 4 連表なり、それに説明を加えた 5 連表なりといったようなもので、
0:24:17	まとめてもらえないですかね。
0:24:21	日本原燃の淵野です。しかし、理解いたしましたのでそのような形で再度整理した上で御説明させていただきます。以上です。
0:24:31	規制庁コサクですよろしくお願いします。それでそれでリストのところですね、条文の対応関係っていうのは議論ができると思うんですけど、その上で添付書類等して、こう割り振るとかっていうのも、
0:24:48	そもそも今回の申請のコンセプトと大きく外れるので、先ほどカワラサキ言ったようにですね、内容に応じてその資料で一通り分かるようで。
0:24:59	一方で別の添付書類で説明がされているということであれば呼び込みをするという形で考え方を整理されてますから、そっちに持ってきますとかっていう言い方ではないはずなので、その点で、
0:25:15	何ですかね、今の方針だと大分補正で作業が発生してしまうようなんですけど、そんな過剰な対応をとってもらおうつもりでここコメントしたものじゃないと思うんですよ。単純に設備リストの
0:25:31	②してるのはさすがにマルは言い過ぎじゃないとかですかね。
0:25:34	ここは何かマーキングしなくていいのかっていう
0:25:38	話だったと思うんで。
0:25:41	少しそういった所たいオオオカ大分ふれ回っちゃってて見失っている感じがするので、その点例を改めて整理をいただきたいとその他時事業許可で求める必要に関する説明書というのはいまずやめていただきたい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:01	これちょっと説明する内容に応じて添付書類を作るということから大きくかけ離れてしまうので、
0:26:08	再処理MOXでいいとお会い全体で整理してやりましょうといったところとも変わっちゃうので、とても見づらくなりますので止めていただいて、
0:26:20	で、そもそもですね、この表現だと。
0:26:24	許可で示したもので技術基準にも関係しないものについては本文で主要示しませんというように聞こえるんですけど。
0:26:34	それもやはりルールの方針と合わないんですが、
0:26:39	その点はどうされますか。
0:26:46	うん。
0:26:47	日本原燃の淵野ですねと前者のほうの整理も
0:26:52	安全性担保の上の仕様表に記載が必要なものについては許可整合を図るところであっても本文資料表 2 確定のは、全社の整理になってきてますので、そこらはその合わせるように修正をいたします。以上です。
0:27:12	規制庁コサクです。わかりました。それであれば基本的に本文添付の構成の仕方。
0:27:20	は、これまで御説明あったところと変えずに、
0:27:25	基準適合の考え方については、許可での条文と技術基準の条文の対応関係も踏まえて、
0:27:35	許可の許可事項について取り扱いを整理すると。
0:27:40	ということで作業いただいて、
0:27:43	今後御説明いただければと思います。よろしくお願いします。
0:27:48	4 番目のフチノです。承知いたしました。
0:27:58	規制庁イノマタです他よろしいですか。
0:28:10	規制庁イノマタです。よろしければ、本資料について、若干その今コサクの方から申し上げた通り、許可との関係性等を技術系の許可こういったものを少し整理していただいて、
0:28:29	またご説明をしていただくと、そういった中で少し議論しましたこの閉じ込め機能を
0:28:36	についても、どういうふう整備されてるかっていうのも含めてですね。また御説明いただければというふうに思っております。
0:28:45	よろしければ次の資料の説明をお願いします。
0:28:57	日本原燃の若林です。
0:28:59	それでは濃縮個別ゼロな被ばくの防止に関わる補足説明資料を説明します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:05	こちらは基本的に前回口頭で説明した内容を資料に反映し改定しました。まず 32 ページご覧ください。
0:29:18	こちらは 32 ページの右側注 4 のところに線源設定の考え方について追記しております。続いて 47 ページ。
0:29:29	ご覧ください。
0:29:35	47 ページの下側のほうにですね。付着ウラン回収量の設定に関して、来認可、またそのときの許可後今回の事業変更許可とどのような時系列で変わってきたかという経緯を記載しております。
0:29:51	続いて次のページが 48 ページ。
0:29:53	こちら下のほうにですね、こちらも前回説明した使用済みNaFスラジの保管場所の変更と廃棄能力がそれで問題ないということを追記して資料のほうで明確化してきました。
0:30:06	変更内容としては以上です。
0:30:12	規制庁イノマタです。ただいまの説明に対して何か確認することがありますか。
0:30:20	規制庁カワモトです。
0:30:23	右下 47 ページのところの変更隻していただいた。はい、その下側のところで、
0:30:30	下側のところのほうで確認させてもらおうかと思っておりますのでこの書き出しとして新規性基準前の事業変更許可申請書を及び既認可ではっていう形で過去こういうふうなもので手続きされてましたということを
0:30:49	ちょっと書いていただいたんですが、民間のことについてはですね、このページの一番上のとこですね、いつ申請書の日付これらの認可の位置付けだと思うんですけど、書いていただいでてである。
0:31:07	規制庁浜特定できるというものであるんですが、許可もですね申請書を／オオオカの同じ時期のものなのかどうかってのはわからないので、これも明確にしていただければと思います。今わかるようであれば、そちらのほうもへの説明してください。
0:31:29	日本原燃の若林です。
0:31:31	今はちょっと許可番号控えておりませんので資料のほうで明確化して田舎に許可番号がわかるようにした上で再度資料提出いたします。
0:31:45	規制庁カウソトです。
0:31:47	まず修正していただくのはわかりました。はい、それを進めていただくんですけども時期としては同じ時期のものの許可とセットとしての設工認、
0:32:03	ということでよろしいんでしょうか。大体平成 22 年ぐらいのものっていうことでよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:11	日本原燃若林です。
0:32:13	はいその通りです。実績と基本的にセットとなっている、その付着ウラン回収に関わる評価になりますので、22年からそれより少し前の思いになります。
0:32:26	はい、規制庁関係するトーマツわかりました。低位また47ページの下側のところなんですけども。
0:32:36	それによって/22年ぐらいの平成22年ぐらいの許可とか設工認で当時は4セットウラン量を振っちゃくのウランで4000キログラム。
0:32:51	訂とかステータで評価を行っていたということでこの青字のところの2行目下から2行目なんですけども、付着ウラン回収作業終了した実績から5000kg。
0:33:04	のを絶対に変更することとしたということが書かれておりますと、イトウ核不拡散のお話に触れるかもしれないので、もし説明できないんだったら、その旨説明していただければいいんですが、
0:33:19	実際所実績っていうのはどのように当評価して、大体どのぐらいだったのかっていうのがいえるようであれば説明してください。
0:33:34	日本原燃の坂本でございます。カスケード設備の付着ウラン量については、もともと中位先生性の測定器を大量に動いてどれぐらいの雨量裏があるかというところを計測して推定していたものです。
0:33:51	設定値は大体4トンぐらいというところで設定していて、実際にとれたいろいろは4トン前後をとれておりますので、小さいA4と0とれたという実績ほど前て今回の新しい事業許可が今回の事業許可では、
0:34:10	そこから余裕を見込んで5トンという形で5000キロという形で評価を実施しているというものでございます。
0:34:20	原燃2人ですと補足しますと、
0:34:23	付着ウランとIF成分というガスをカスケードの中に供給することで、タナカで化学反応を起こして金属状低下固体状のUF委員という状態からUF6のガスに変えて、
0:34:38	容器の中に回収をしてその総量を計測した結果として、4棟の少し上回るという実績が出てきたというのは実績でわかりましたので。それを踏まえて評価のほうはごとに5000kgにしたということでありませう。以上です。
0:35:00	規制庁カワモトです。わかりました。とで結果として、約5トンでAと評価したのが2017年5月17日に許可の当事業許可
0:35:17	変更から事業変更許可申請書のことだったということで承知いたしました。
0:35:22	はい。以上です。
0:35:31	規制庁イノマタです他に何か確認することがありますか。
0:35:41	規制庁イノマタです。よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:43	少しちょっと資料の修正があるというような話でありますけれどもそこは適宜取水いただいて、また再度御提出ということにさせていただきたいというふうに思います。
0:35:57	よろしければ次の資料の説明をお願いします。
0:36:07	日本原燃シバタですそれでは続きまして濃縮個別 09、強度に関する説明書の変更内容のほうを説明させていただきます。
0:36:18	資料の説明を変更の内容ですけれども、先ほど個別 05 で話した内容の反映、これが大半を占めていましたので、その部分については先ほど申し上げさせていただいた通り、考え方を改めて整理する規定設備とすると。
0:36:37	いうふうになりましたのでその部分については割愛をさせていただきます。
0:36:41	その他でいいますと、
0:36:49	右下のページ数で 47 ページからになります。
0:36:57	これが新型遠心機の更新に係る申請において耐圧計算強度計算のほうをし、
0:37:06	を載せてますけれども、それを 2 前半部分等に後半部分、
0:37:13	これを比較して
0:37:15	所見的には同じであり、あるということを比較形式で示したのになります。
0:37:22	それぞれ資料に番号づけをしまして、ここの寸法が同じにあるここの評価条件が同じである。なので、前半部分と後半部分は評価結果としても同じになるといったものを補足でつけさせていただいたのになります。説明は以上になります。
0:37:44	規制庁イノマタです。ただいまの説明について何か確認することがありますか。
0:37:52	人規制庁貨物でそれを修正していただいた監査応答後でまああの図全体を通していくつか質問がありますので、一つずつ確認させていただこうかと思えます。
0:38:04	まずですね、イトウ 48 ページをお開きはへと入って今開いていただいているところでですね、この資料でいきますと①番のところでの温度のことについての確認です。
0:38:19	以上ですね、まず左側の時認可のところの温度っていうのは、使用温度として情報という形に記載がされておりますと、それに対応するのが今回の申請についてどういうふうに記載を見直したかと。
0:38:36	ということで、上から 4 行目ぐらいなんですけど、まず一番のところだと、最高使用温度必要温度として 40° と書いてあります。これはそもそも同じなのかっていうのが疑問点でございます。
0:38:51	と申しますのが、ちょっと資料が跨ってしまって申し訳ないんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:59	資料番号濃縮個別の 22 番の資料がございますって、これは変更伴う設備の設定根拠についてという資料でございます。
0:39:10	で、こちらのですね、
0:39:15	例えば
0:39:18	結果、9 ページですかね、9 ページを見ていただくとその根拠となる今回 40° としたというところの説明が書かれておりますんで青字で書かれておるんですが、とですね、もともと常温って書いてあったところ、
0:39:34	うんについてなんです、この説明だと、下から 2 行目ですね、実に規定されている常温としてはですね、括弧して° プラス 20° ±15° と書いておりますんで、さらに外気のをポンドとかを
0:39:52	考慮して最終的には 40 度としてるんですけども、この事実では情報として 20° ±15° と書いてあって、そもそももとの常温っていうのが、この事実を書いてある常温ということを設定した。
0:40:08	あったのであれば、今回の数字が変わってるんでないのかっていうところの疑問なんですけれども、ここについてどのような考えなのか説明してください。
0:40:21	日本原燃の坂本でございます。来認可の設工認上で、地方と進めているのは、別途過熱とか冷却とかそういった温度が変化するような操作をしないと。
0:40:36	いうものについて、一律認可では調温という言葉を使っております。今回の昇温という意味で最高使用温度としてどれぐらいになるのかということで、室内の温度ということで、40 度ということで設定しております。
0:40:54	耐圧強度評価等これに基づいて温度で実施しておりますが、既認可も、今回の申請もすべて 40 度の条件でやっておりますので、確保と、今回も考え方に違いはございません。
0:41:10	以上ですはい伊豆規制庁かぶり設計と考え方が違う考え方に違いがないということなので、従来の機構認可のところの常温っていうのはもうそもそも 40° であって、今回も 40° ということなので、変更がないという形で理解いたしました。
0:41:29	はい、じゃ、ちょっと続きまして、私の方から先ほどの強度に関する補足説明して資料あと 09 番のほうですね、に戻りまして、確認させていただきます。
0:41:44	えとですね、右、下へと 50 ページを 5 ページを開いてください。
0:41:51	伊豆
0:41:52	これらのちょっと図濃縮だけじゃなくって、全体に関わる確認になるかと思うんですがマスキングに
0:42:00	関してのことですねえとですね、左側の既認可のところていきますと、丸 2 番のところですかね、②番のところ予備系として、来後一般的に呼ばれている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:17	数字と時後AとかBとかっていうものを希望が書かれてるんですけども。
0:42:24	ほかのところですね、土地使用寸法のところはミリ単位とかのところはマスキングされてるんですが、ここの②番のところのこの記号っていうのはマスキングしないでよろしいんでしょうか。それは資料全体としてですね、この一般的に呼ばれている。
0:42:41	予備系ですね。うん名前について引き込まスキームがないところがありますのでちょっと考え方を説明してください。
0:42:55	日本原電ヤギハシです。まずここをマスキングの件につきましては、これ配管につきましては実数に基づくものですので、ここマスキングの対象ではございません。従ってこの10どう25円っていうのはここは公開。
0:43:12	秋肥機械情報が入っているものではございませんで、
0:43:18	まず以上です。
0:43:22	規制庁カワモトです。承知いたしました。ここの表記に関しては、非公開A開示情報ではない。記号なので、そのまま使われているということは承知いたしました。一応全体としてですね、その寸法がわかると困ってしまう。
0:43:42	というようなところがあるんであればですね、系統マスキングしないといけないと思いますので、全体の確認っていうのはもう一度お送りしてください。
0:43:53	日本原燃ヤギハシ承知いたしました。
0:44:01	はい、結構規制庁カウントです。ちょっともう一つ続けさせていただきます。次のページ、右下51ページを開いてください。
0:44:11	えとですね、これはタイトルの確認になるんですが、とですね。
0:44:18	市民から表のタイトルの確認になりますと、左側の既認可のタイトルっていうのはですねえとUF6 養育VIを
0:44:28	I気圧以下で取り扱う配管なら何とかがっていう形で記載がされておりますと、
0:44:35	一方で、右側の今回申請っていうのは、要員不VIを再気圧未満で取り扱うという記載に変わっておりますと、これは先ほど少し触れましたで設定根拠の話とかを見ておりますと、
0:44:53	大気圧を含める対決以下で考えるのが適切なんではないかなと思うんですけども、この以下と未満の違いっていうのは何か考え方が変わったのかどうか、そこについて説明してください。
0:45:13	日本原燃の坂本でございます。それとこの耐気圧未満以下国債につきましては、認可においても、少し統一されてないところがございます。時原告カードでは大気圧緩くをとりあえず耐気圧以下にすると。
0:45:30	いうところで宣言しておりますので、すべて企業許可の記載にあわせて書いて追加で統一させていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:41	以上です。
0:45:45	規制庁カワモト率の経緯はわかりました。ただ、このように記載が違いますよっていうのその都度規制庁側から指摘しないといけないってというのはそもそもた五つ完了関係でQMSの関係で、よろしくございませんので、
0:46:05	こういう申請をされる前から皆さんが担当者で見るとあれば担当者で見てへと横串を刺して見る方がいるとあればその方がちゃんと指摘して、こういうことがないようにしていただければと思います。以上です。
0:46:21	日本原燃の坂本でございます。すいません確認の視点が不足しておりました。今後しっかり確認した上で、同資料提出補正と修正とさせていただきます。以上です。
0:46:42	規制庁イノマタです。
0:46:44	ほかに何か確認することはありますか。
0:46:52	はい、規制庁イノマタです。この資料についてももう少し修正が必要だということで、また修正した資料については、ご提出をいただくということでお願いしたいと思います。
0:47:07	では続いて、次の資料の説明をお願いしたいと思います。
0:47:16	日本原燃、柴田です。続きまして火災、
0:47:23	防護に関する説明書の補足説明の方。
0:47:27	させていただきます。
0:47:31	こちらの変更内容としましては、防護板をつけますけれどもその波及的影響についてで前回のコメントレ記載に関するコメントをいただいておりますので、静観する範囲となっております。
0:47:45	ページ数としましては右下の 22 ページのほうをご覧ください。
0:47:51	このページの右下にですね、注意 3 ということで書かせていただいております、性能ポツの 2 項名ですかね※のところに
0:48:05	コールドトラップと冷凍機の上に設置する防護版、これについては波及的影響を考慮して、第 1 類の地震力で耐震評価を行いますということを今後補正の中でも追加していくというものを示したものになります。
0:48:20	説明は以上になります。
0:48:26	規制庁イノマタです。ただいまの説明について何か確認することはありますか。
0:48:34	配当規制庁幹部と熱えと今説明がありました入戸右下 22 ページの最後のところなんですけども、実際の確認をどういふふうどの部長やVをやっているのかってことの確認ですと実際の記載がですね、最後のところなんですから評価の結果、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:52	各部位の応力は許容応力以下であるという評価がされており、この各部位っていうのがどうなのかというのがちょっとイメージとしてはわかりませんので、説明いただきたいんですが、実際のポンチ絵簡単な絵についてはですね右下 25 ページ。
0:49:12	を開いていただきますと、絵がありますと母語いたの話についてはですね多分上がづらくなったと思うんですけど、冷凍機があって防護板で高濃度アップっていう形で防護を冷凍機のほうについているっていうことだと思いますんで、先ほど、
0:49:32	22 ページのほうであった各部位っていうのは、一体どこを評価してるのかっていうのを説明してください。
0:49:40	日本原燃柴田です。おっしゃっていただいた通りに右下 25 ページの上の図が設置の概要図になりますので、この防護板を冷凍機を収納している学校、これに直接取りつけることになりますので、その重量が増えたことによって、冷凍機の課題が東海市
0:50:00	猫とこれを耐震評価を行っております。その評価としましては、その学校の成立基礎ボルトだったり据付ボルトっていうそのボルトの評価。
0:50:13	についてせん断応力だったり、引抜き力に対する評価のほうを実施しています。以上です。
0:50:23	規制庁幹部節認め中で確認なんですけど、先ほど右下 22 ページであった評価の結果、各部位の応力は許容応力以下であるという形でこの評価の結果っていうのは、
0:50:38	膀胱以下につけてあるボルトとかの話とか防護板が大丈夫かどうかっていう話ではなくって、冷凍機そのものを
0:50:49	負荷が増えたとして評価して問題なかったっていう評価を行ったっていうことなんでしょうか。
0:50:57	日本原燃シバタでその通りです。
0:51:10	規制庁カワモトです。承知いたしました。いずれ今の説明を聞いて、22 ページの趣旨はわかったんですが、えっとですね、右さ 22 ページのところは試行といえますか、評価。
0:51:28	説明しているのは基本防護板のことなのかなと思ってましたので、当評価の結果っていうのが通す最終的な冷凍機側冷凍機能が大の方の評価っていうのがわかるような形で表現していただければと思います。以上です。
0:51:49	日本原燃シバタリスク評価しました。
0:51:57	規制庁コサクです。
0:51:59	今の件は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:01	ちょっと確認なんですけど、ここで、耐震重要度分類第1類
0:52:08	6、コールドトラップへってということなので、
0:52:14	評価するのはコールドトラップに機能に影響を与えないことであって冷凍機が倒れになって壊れないことではないと。
0:52:23	ということなんですけど。
0:52:25	冷凍機能を指示が壊れると倒れてコールドトラップに悪影響するかもしれないんでってということで評価をされたって理解でいいですか。
0:52:37	日本原燃シバタリスク管理会デマチがありません。
0:52:41	規制庁コサクです。わかりました。そうだとすると、先ほどカワモトが言ったように冷凍機は倒れないけど、
0:52:54	防護板が外れてしまっって言った場合はどうなるか。
0:52:59	というのはどう考えて整理してますか。
0:53:05	日本原燃の坂本でございます。耐震のこの評価上は一番ボルトに応力が大きくかかる部位のところを評価しております。実際防護板は石膏ボードを受領それほどございません。
0:53:22	これをボルトで冷凍機にはつけております。あと冷凍機1台は結構あの荷重がありますので、ここで地震力の評価をしたときに一番大きい応力が発生するところとしての基礎ボルトだったり0時の据付ボルト、こういったところを選定して評価を
0:53:41	しているというところでございます。
0:53:45	規制庁コサクです。
0:53:47	投票カー設備が
0:53:51	冷凍機ということで評価をされているときの例か起きないの取付ボルトとかだったらわかるんですけど、そのしその評価範囲に銅板及びその防護版を取りつける部材ということも、
0:54:06	はいって言ってそれによって、その中での評価方針だ。
0:54:11	ということになってるという理解でいいんですかね。
0:54:23	時少々お待ちください。
0:54:33	はい。
0:54:35	。
0:54:37	日本原燃の坂本でございます。施工ボード自体は果汁自体がそれほどないということで、現時点で評価自体は、その取付ボルト次回の評価自体はやっておりませんが、おっしゃる通り確認が必要なところだと思いますので、
0:54:54	ちょっと確認しています。確認しますはい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:59	はい、規制庁コサクですよろしくお願いします。御説明あったように基本的には影響しないんだと思うんですけど、軽いから取付ボルトも大したものをつけてないってということもあり得るので。その点は確認をしておいていただいて、
0:55:15	添付書類で書く場合もですね、ちゃんとその評価の範囲内にした上で、先ほど言ったような評価部位の選定の考え方といったところの範疇に入っていたら説明として成り立つかと思しますのでよろしくお願いします。
0:55:32	もう一つは、この部分についてはそれで説明が入ることなんですけど、それ以外の防護版についてはどういう扱いになっているのかっていうのを、
0:55:45	もう一度御説明いただけますか。
0:55:52	日本原燃柴田です。それ以外の防護場につきましては、右下 25 ページのサカモト。
0:56:00	が設置の概要図になりますけれども、この防護版を取りつける下にあるもの、これは
0:56:07	番号になった電気盤になってまして、UF6 を内包する設備ではないので、防護版が破損したからといって、何かUF6 が漏えいしたりといったものがないので波及的影響の対象外としております。
0:56:32	規制庁コサクです。それをどうわかるようにまとめられますかね。
0:56:45	燃料のフチノです。
0:56:48	25 ページの図ですと上はUF6 を収納する機器のコールトラップ、これがとかさしい防護のためにつけた防護板が地震時に悪さをして、コールトラップの漏えいに繋がるということに繋がっていけないというのが確認すべき事項と、
0:57:05	下側の当番の状面とかにつけてるものは、これは電気火災に対しての防護 5 号というところで盤防護板自体が地震のときに落下して、電気盤や計装盤を壊しても、
0:57:22	これはもういうところの漏えいとかには繋がらないいうところになりますので、ええとかさ時に防護する役割と地震時のもし転倒なり落下なりした場合の影響で、
0:57:37	どうなるのかとその落下先なり検討先が防護対象になるのかというところと、整理をして
0:57:49	補足説明資料の中に追記をしたいと思います。以上です。
0:57:58	規制庁コサクです。よろしくお願いします。
0:58:06	成長イノマタです他よろしいでしょうか。
0:58:18	規制庁イノマタです。そうしましたらこちらの種類についても防護版の設置に関して、特に本情報の 5 番、こういったものについての考え方を少し整理していただいて、また資料修正いただくと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:34	ということかと思いますので、対応をお願いします。
0:58:38	では次の説明資料の説明をお願いします。
0:58:48	日本原燃千葉ですそれでは続きまして、農地個別 13 番へ閉じ込めに関する補足説明書のほうへ改正内容を説明させていただきます。
0:58:59	こちらで改正内容のほとんどとしましては、強度に関する説明書でも説明させていただきましたけれども、濃縮個別 05 での変更事項反映したものが大半となっております、その部分はちょっと割愛させていただきます。
0:59:16	その他のコメントとしまして、カバーシート、これの明け的影響に関する記載、これを充実化したものとしまして、右下の 22 ページ。
0:59:30	に示させていただいております。22 ページの 3 ポツの 2 段落目からの記載となっております。
0:59:40	まずはシートをどういうふうに記載するの施行するののかということで、まずははいかが密集していて配管個別個別に本題と同じようなカバー、これを巻く場合の困難な場合は、丸ごとかたいことをとか覆って
1:00:00	いますが、
1:00:01	その他のシートで覆われない部分については個別に配管に問題と同じような感じでカバーを設置すること。
1:00:10	いうものになります。そのカバーは当然重量が増えた分耐震評価をしますけれども、シートを新しくつけるものについて、そのシートを取りつけ用の学校を御含みますけれども、その学校が倒れたほうがいい。
1:00:26	UF6 にUF6 を内包する設備機器にで悪さをしないようにということで波及的影響を考慮したもの、その設計結果が
1:00:40	その他、またシートカバーはUF6 に対して耐食性を有する材料、政府燃性の材料を使っていきますという記載と取り付けを構造材それが軽量なので地震で倒れても、
1:00:55	有益な移行する機器の閉じ込め機能を損なうものではないという記載を、
1:01:01	結果させていただいております。これは第 3 回申請分親戚ます遠心分離t。
1:01:10	このカスケード設備を申請した時に書かせていただいた内容とほぼ同等となっているものになります。
1:01:18	説明は以上です。
1:01:23	規制庁イノマタです。ただいまの説明について何か確認することがありますか。
1:01:42	規制庁イノマタです。よろしいでしょうか。
1:01:45	この資料に関しては、先ほど最初の方で話をしていました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:54	資料との関係性もあるかと思しますので、ちょっと資料の見直しについてはですね、適宜行っていただければというふうに思います。
1:02:06	量は次の説明資料のほうの説明をお願いします。
1:02:12	日本原電の坂本でございます。続きまして濃縮個別 16 警報設備の説明資料でございます。前回からの変更点でございますが、ページ数で言いますと、2 ページ目を 7 ページ目をご覧ください総ページ数けばがページ目でございます。
1:02:33	この 153 番から 156 番までモニターなのですが、こちら機能をから既設から変更がないものに対して、0 としておりましたので、仕様表も基本設計方針もそういったものを何も変わらないものにつきましては、
1:02:48	国から変わらないという形で再整理してます移行をイトウようでございます。あと、続きまして、10 ページ。
1:02:59	1 ページの 80。
1:03:02	すみません。
1:03:04	92 ページをご覧ください。
1:03:10	92 ページの 4 番、遠心機過回転防止機能、こちらにつきましては、今回意味への個社にまたは新規に据えつけるものですので、ここ 3 確認していたの慶応設備今回丸のこ見直しております。
1:03:29	はい、斎藤手続き上の見直しは以上で続いて 15 ページ目をご覧ください。
1:03:37	金融 5 ページ目に第 5 回申請では第 4 もともと第 4 回申請するとしていたものを 5 回申請へ変更するというものを閉設工認にどういふふうにかかるところで記載を追加しております。
1:03:51	元素ブレンディング設備これぐらいここが地震生成申請予定しておりますので、これを含むインターロックは第 1 回で申請するということをごちらで一応宣言をして
1:04:04	続いて列の表 1 と図-1-1-6、こちらが掲示数で言いますと、
1:04:15	うん。
1:04:19	すみません、6 と 78 ページをご覧ください。
1:04:28	78 ページの左下に表 1 がございまして、インターロック機能一覧表がございまして。一般パーシコトラップとしてどういうインターロックを申請するのかということをごちらで設工認上で表で示しておりますが、ここに競争の一般事項トップとして、このインターロック御願ひ飛ばすこのインターロック機能を
1:04:48	しているということを示した上で、中身については、第 5 回で申請しますということをごちらで宣言すると、次のページ、79 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:58	双方の系統図につきましても、今日系統としてここに存在するということを示した上で申請自体は第5回で行うということを確認するということと考えております。
1:05:16	続きまして、1-17ページをご覧ください。
1:05:23	計7ページのインターロックの概略図でございますが、こちらに前回ご紹介戸籍ありました
1:05:32	傾向があるのはどこかということで、17ページの右下のところに適用性の警報なり、運転操作卓、あとはそこまで繋がる計装盤これらとの関係を明確にしました、例えば括弧以上濃縮度管理の動作前の図のところですけども、
1:05:49	ここで計器類だったり測定装置、こちらで維持ゲート動作前のところで検出を検知しています耐※1のところへ飛びます※1のところへ飛ぶと右下の計装盤に検出器から計装盤に信号が入ると。
1:06:07	計装盤から信号がさらに上に上がってきて中央制御室で警報が発報すると。
1:06:13	計装盤に入ったその信号は今度、答弁を動作させるということで、※2のところへ作動担当としてペイン機器を踏査しなさいという指令が出て先ほど※(1)濃縮度管理の動作後の図
1:06:28	のところへありますが、※2から矢印河川の矢印が続いて、弁、これを閉動作させるという形で繋がるということを確認しました。
1:06:40	こういった形で計装盤等の関係については本部の詳細図のほうにもすべてはずでしております。
1:06:48	あと、23ページ。
1:06:52	ご覧ください。
1:06:55	23ページ以降に
1:06:58	今回申請する設工認を左に右に来認可の設工認を買ってどういった今回変更があるかということを確認して見るような形にしたというものでございます。例えば
1:07:14	25ページでございます。
1:07:20	25ページで左側に濃縮度管理インターロックの図がございます。経済右上のほうにも認可のほぼ黒線右上のほうにも濃縮度管理インターロックの図があって、右上が既認可。
1:07:38	左、左側が今回申請したもので構成が違っていると最高見目が違うということでございますが、こちらについては、既認可の方が記載があらカタノを右下の図が事業許可で今回新たに示した濃縮度管理インターロックの新たなやつでございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:57	右下に示している事業許可の図を踏まえて、企業以下の図と同じものを今回の申請では反映しているというところがわかるような説明等を追加しております。そしてとこういった形で既認可と今回申請を比較して、
1:08:13	どこが変わったのかというところをわかるような形で整理をさせていただいております。ご説明は以上でございます。
1:08:24	規制庁いの。
1:08:26	規制庁イノマタです。ただいまの説明について何か確認することがありますか。
1:08:33	規制庁カワラサキですと1点確認させてくださいねと。
1:08:39	ただいまの御説明で等、
1:08:42	例えば17ページ以降の表で警報についてですね、今回説明を追加されたことにより、全体像がやをわかるようになったというふうに思っていますちょっとその上でちょっと
1:08:59	なんです、このところで警報を発するといったところまで記載を追加していただいたもののうち、その前段部分のですね、設計方針の記載ですね、ページで言うと、
1:09:12	例えばその濃縮等還付ATバースト
1:09:16	14ページですか。
1:09:21	ご覧いただきたいんですけども、こちらのほうでは記載としては、例えばですねカッコについては、警報装置までの具体が書かれていると、一方で
1:09:34	(1)については、そのところが、
1:09:36	明確になってないのかなというふうに思いますので、こういったですね、今回整理していただいた表に基づいて、きちんとその申請における設計の書き方っていうのも対応関係を
1:09:52	確認していただきたいと思います。
1:09:55	この(1)だけではなくてですね、括弧AA3以降もですね、同様に確認していただいた記載としていただくとお願いしたいと思います。以上です。
1:10:12	日本原燃坂本でございます。ご指摘の通り、(1)のところに、先ほどの傾向を発するとか、そういったところが不足しているところがございますので、こういったところをちょっと確認した上で反映させていただきます。
1:10:27	よろしく申し上げます。
1:10:30	規制庁カワモトです。当席からも確認はありますと右下19ページを開いてください。これはもう記載の漏れなのかなという感じであるんですが、右下19ページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:47	定値ランドの送配この一番上ですね、一番上ってというのは、(3)閉じ込めの機能の5番のところなんですけども、TBC発生時のカスケード排気のインターロックのところです。ええとですね、2人から41234列目のところってというのはその概要を書いていただいて、実際に
1:11:07	イメージ図とのあれ比較ができるように、修正はいただいたんですが、こちらのイメージ図を見ておきますと、
1:11:17	概要欄に書いてある排気弁の動作のことだけではなくて、残りの三つの弁
1:11:25	もう動作して動作前は高かったものが動作後は閉になるということがあるかと思えます。それが概要欄に書かれていないんですが、これはインターロックの対象外なんですか。
1:11:46	日本原燃工藤でございます。
1:11:49	それとインターロックの対象としてですね
1:11:53	資料の項といいます途中5ページ目、こちらを御確認いただきたいんですけども、
1:12:00	図をページ目の当設工認審査の処分の中、こちらでまず敦賀123行
1:12:10	ポツ目ですねえとごと数名のところでもカスケード設備の廃棄に関するインターロックのほうを説明してございますので、ここでは文面上廃棄するという言葉しか書かれていないんですけども、
1:12:26	一方で、相殺な設工認の中の表をちょっとページが、すみません。
1:12:34	そのページの別ページになりますが進めていくと生産を停止して廃棄するということになってるって、記載の不統一がございます。塗布そちらも先ほどの傾向のものとあわせて、当然タイマー前後する同じ説明のことが、
1:12:51	今後はないかという確認をさせていただいて全体に反映をして参りたいと思えます。以上です。
1:13:01	はい、規制庁幹部です。
1:13:03	はい、承知いたしました。はい。もう一度全体を見直して各記載がそこはないか、不整合がないかということで、ちょっと切り口を変えて幾つか見ていただければと思います。
1:13:20	幾つかの切り口で板波前後見ていただければと思います。以上です。
1:13:25	承知しました。
1:13:31	規制庁イノマタです他よろしいでしょうか。
1:13:43	町イノマタです。ほかよろしければ、こちらの資料のほうも記載を少し修正していただいて、再度提出ということにさせていただきたいというふうに思います。
1:13:57	よろしければ次の説明のすいません。次の資料の説明のほうをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:13	日本原燃の小林です。それでは資料ナンバー10 局の市区個別 19 ページによる損傷の防止に関わる補足説明資料について説明します。3 ページをご覧ください。
1:14:30	3 ページの 3 ポツのところに青字で記載してありますが、ここにまず考え方を示しておきまして、第 4 回申請書の申請の説明書では概要と基本放射除いた項目がすべて次回申請と記載されていて、
1:14:45	被水防護対策の全体方針とか、申請範囲が不明確だったと。
1:14:50	前回のコメントの指摘事項等を踏まえまして、全社の分割申請地の検討状況も踏まえて、こちらもええとする第 1 弾のヒアリングのほうでも今後検討する事項としては挙げられてますが、現在の検討状況とかも踏まえまして、
1:15:07	添付 2 の補足説明欄に今回ええと溢水防護対策の全体方針をまず示すとともに示すように変更しました。
1:15:18	また、その申請書においてもですね、今回申請する事項と次回申請する事項を明確にして、
1:15:26	今回の申請では全体がわかるようにした上で、° 更新申請するということをはわかるようにしております考え方としては、こちら以上で、実際に 13 ページのほうをご覧ください。
1:15:43	こちらも川に青枠でくくっているところがこのように申請書を修正する方針ですということでは大幅に見直しまして全体像がわかるようにすると。
1:15:54	例えばP16 のような全体のフローのようなものを載せまして、全体の場合、このようなものを載せるつもりです。
1:16:03	17 ページ以降が、それら記載し予定の事項に対する補足説明でして、事業許可であったりとか、審査会合で説明したようなこと事項。
1:16:14	の水源の配置であったりとか、評価対象区画図、そのようなものを補足説明資料として添付しております。
1:16:22	このように、今回資料修正を行いました説明は以上です。
1:16:31	規制庁イノマタです。ただいまの説明について何か確認することはありますか。
1:16:39	規制庁科目別ということで、先ほど最後に説明があった遠方にページでいきますと 13 ページ以降のところについて確認がありますが、具体的に確認したいのは、時業務ページの頭ですね 13 ページから続けるんですけど、14 ページの頭のところの
1:16:58	ここになりますとですね影響この 14 ページは頭にはCAPE完了誤記で幾つか次減となるような溢水として想定しなきゃいけない水源みたいなものが書かれております。13 ページから続いておるんですが、とですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:17	各箇条書きについての説明がですね、その箇条書きの次の例えば蒸気のうちとかなお合併のところですね、具体的に書かれてるものがあるんですが、箇条書きのこの 14 ページでいきます 123 四つめですね。
1:17:34	第 1 種管理区域内から発生する排水について、特段の説明がないんですけども、これは、
1:17:44	特に説明が必要なあかないということで書かれてないんでしょうか。それとも書き忘れなんでしょうか、そこについて説明してください。
1:17:58	日本原燃若林です。こちら結論から申しますと、水源としては見込んでおりませんで、19 ページをご覧ください。
1:18:10	19 ページに評価対象区画図を示しておりますは中段、
1:18:16	の凡例みたいなところに⑨管理廃水処理室は、部屋自体は堰の機能を有しているため、溢水影響評価には滞留面積から除くと、第 1 管理区域の廃水の発生場所は主にこの 9 番のところでした、
1:18:31	9 番のところは席次た部屋自体が堰の機能を有しているので、評価対象区画から除きますし、第 1 種管理区域の排水自体も水源としては見込まないという方針にしております。それを記載してはいないんですが、
1:18:47	おっしゃる通り、抜けのように見えるため等、
1:18:51	先ほど御指摘いただいたところの記載には今の考え方を追記しようと考えます堰いたします。以上です。
1:19:00	規制庁カワモトです追記するということでわかりました。もうちょっと 14 ページのところを見ていただくと。なお書きのところ除外するものについてはちゃんと説明して書かれておりますので、なので、排水のことについてもですね、確認であればこれにあわせて書いていただければと思います。
1:19:20	以上です。
1:19:23	日本原燃若林です。はい、承知しました。
1:19:32	規制庁イノマタです。ほかよろしいですか。
1:19:43	規制庁イノマタです。ちょっとこの資料で 1 点確認をしたいところがあります。
1:19:49	資料の 19 ページに、
1:19:52	中央操作等をこれはもうずにといいものがありまして米印で二つありの下のほうなんです、
1:20:01	中央操作棟二階の排気筒発生した溢水が滞留しない水以下委員流出する構造ということを書かれているんですが、
1:20:11	これは具体的に
1:20:13	どこに高されるものなのかとかですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:18	その起因というのは、何かつうとかでお示しいただくっていうのは可能なんですか。
1:20:33	日本原燃の坂本でございます。
1:20:36	地方成型しそくだ中操どうにかEについては、
1:20:44	日等も舗数用の資料になっておりませんので、1階のほうに水が流出する
1:20:53	提出するようなものとなっております。
1:20:58	この具体につきましては、第5回の溢水評価申請中でどういったものだから、二階に越えて水がたまることがないというところを整理して御説明させていただきたいと思っております。
1:21:17	規制庁稲本留守ちなみに水というのはどこから流れて排気筒からの水っていうのはどこに流れるとかっていうのは想定はあるんですか。
1:21:36	規制庁イノマタです。この図の2-A区画図が一応ありますけれども、今後どの辺りなのかって言っとか、特定されるところとかっていうのはあるんでしょうか。
1:21:50	日本原燃若林です。ちょうど排気質二階の配置数あるところが18から14のにかけて、この上部あたりにありまして、そこにどこに流れるかといえば、基本的には22万のこの通路。
1:22:08	のところに流れるのではないかと。
1:22:10	流れるというふうに想定して評価は行う予定です。
1:22:18	すみません、補足しますが、もともとこの記載、このな記載をしてたりとか分けというのも排気質の二階のところに機器搬入用のあのようなものが、
1:22:30	私が言ってるんですけどあのような構造がありまして、そこで卒論に流れるだろうというふうにそういう想定もありまして、今回このような対策をとっております。
1:22:43	規制庁イノマタです。今のお話に関連してあいて水が流れる構造に主力結果的に流れる構造なのかっていうのはどっちですか。
1:22:59	日本原燃若林です。結果的に、従来設計、
1:23:05	を踏まえると、結果的に流れるような構造になっているというところでございます。
1:23:12	わかりました。ちょっと米印の二つ目が、ITこういう構造としてるような雰囲気も当たりましたので、ちょっと確認をしたところなんですけれども、所乳児ちょっと今の説明を踏まえてですね。
1:23:27	直していただければ結構だと思いますし、実際の評価は第5回ということもありますので、その際には、と溢水のその流れというのがどういうふうに起きるの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かというのをですねきちっと示した上で説明をしていただければというふうに思っています。
1:23:50	日本原電はカバーして記載修正等について承知しました。
1:23:56	規制庁コサクです。今の場所っていうのは、今回の申請対象機器との関係では、
1:24:06	どういう
1:24:09	感じでしょうか。関係してないなら対応会でちゃんと書いてくれればいいんですけど、関連するとちょっと今回の申請での取り扱いも検討しなきゃいけないんですが、いかがですか。
1:24:26	はい。
1:24:27	日本原燃ワカバヤシで、今回申請機器かて置いてある部屋かどうかといいますと関係してまして、排気筒にはそれと防護対象である排風機後は排気モニター等を置いてる部屋でございます。
1:24:49	そうすると。
1:24:52	その機器に対する溢水防護の
1:24:59	6 設置高さとかっていうのを規定しなくていいという関係で、ここは排水がされる場所ですっていうことは明確にしておかなきゃいけないってことですかね。
1:25:15	日本原燃ワカバヤシですと正直な話もそこが一番今回迷っ悩んだところでして、こちらの説明のトップスタンスとしましてはそのような妥当性についてもだっ今回申請で確認
1:25:31	いただきたいという申請するという
1:25:36	一等としてP軸をページ 15 ページの通りですね。
1:25:42	溢水影響評価後の結果なりは高さの妥当性については第 5 回申請で示すと。
1:25:50	したいなと考えております。
1:25:57	規制庁区画です。評価結果とか、最終的に溢水高さのいくつかは第 5 回でいいんですけど、それを優にシステムをどこが防護の溢水があって高さを設定しなきゃいけない区画化っていうことは宣言してもらわなきゃいけないんですね。
1:26:14	そうすると、水が流れるように設計なっているので、ここではたまりませんっていうのであればそれぞれ自体は宣言してもらわなきゃいけないくて、
1:26:25	その線源通り 2 設備がなってるのかっていうのは、次回でもいいんですよ。
1:26:31	なので、その線源だけどっかで明確にさせていただきたいっていうことなんですってそれは御検討されてますか。
1:26:42	日本原燃はカバーして、御指摘の人は理解しました。その意味ですと、今 15 ページの 3-8 のところで、
1:26:52	上から 3 ポツ目ですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:57	一部の廃棄設備のうち、
1:27:00	2号均質及びこれらの排気れた委員とTOWAに御発揮廃棄室に設置し、排気質は水が滞留せずに1回流れる構造とすると。
1:27:11	対策系自体も全体像がわかるように今回は記載しております。でその妥当性を第5回に、
1:27:19	申請したいと考えております。
1:27:22	これぐらいの記載でいけるでしょうか。日本原燃不要です。
1:27:28	今、今のようはどこをイノマタさんの質問にタカハシてますが、どういう構造で水が流れるというところは今回申請の中で明確にするようにいたします。以上です。
1:27:44	規制庁コサクです。まず方針として宣言する分にはこれで結構かと思しますのでこれの内容で基本設計方針とかですね、本文事項を整理していただければと思います。その上で、
1:28:03	最終的には地下いいの申請かもしれませんけど、添付書類なり、補足説明で実情というのを少し
1:28:12	明確にさせていただくっていうのは対応いただければと思います。よろしく願います。
1:28:21	日本原燃岡林です。添付書類でその辺り明確にする旨、承知しました。
1:28:30	規制庁イノマタです他何か確認することがありますか。
1:28:41	規制庁イノマタです。よろしければこちらの資料のほうは先ほどご説明があった通り、少し説明の補足が必要かと思しますので、そこについては御検討いただいて、また資料の提示をお願いしたいというふうに思います。
1:29:02	よろしければ次の資料の説明をお願いします。
1:29:08	日本原燃柴田です。続きまして濃縮個別20番放射線管理施設に関わる補足説明資料のほうなんですけれども、これは一番最初の個別05、これの変更内容を反映したものを
1:29:23	だけになっておりますので、本日の説明は割愛させていただきます。
1:29:29	それなのでコメントがなければ次の資料の説明に行きたいと思いますが、
1:29:37	規制庁イノマタです。この放射線管理に関する説明書というのはいくつか確認することがありますか。
1:29:48	規制庁貫徹へとこれはもうこのヒアリングの最初に入りました許可との整合性でえとまとめるかと技術基準のところでもまとめる可能性量もう一度ですし直すということなので、それを踏まえてからの確認をしたいと思っております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:07	規制庁のフジワラです。私のほうから 1. の放射線管理施設に係る工事の範囲についてちょっとお伺いしたいんですけど、この資料のところでお聞きしてもよろしいですか。
1:30:26	お聞きしてよければそのまま続けさせていただきます。お願いします。はい。当庫の放射線管理施設の工事の中でモニタリングポストに関する工事があるかと思えますんで、前回のヒアリングで等御提示を受けていた 20 個別 23 のところに、
1:30:43	の工事の方法に係る補足説明資料の中で、確かこのモニタリングポスト関係の工事はデータ転送の多様化の工事等更新工事があったふうに記載がされていたかと思うんですけども、
1:30:57	今回このモニタリングポスト関係の工事については電源の確保に係る電源関係の工事っていうのはすでに設置されてて工事を発生しないという理解でよろしいでしょうか。
1:31:14	におけないサカモトでございます電源関係は従来から原型機とございますので、発生しません。
1:31:22	以上です。
1:31:25	規制庁のフジワラです。理解いたしました。で、もう 1 点確認なんですけれども、こちらのそのモニタリングポスト関係の工事の中で更新工事という記載があったんですが、これを今回の資料の中での 19 ページの中で、
1:31:42	モニタリングポストで検出器とか警察と下部のユニットとかあると思うんですけどこれ一式全部更新されるという理解でよろしいですか。
1:31:53	日本原燃の坂本でございます使用は変更ございませんが、老朽化に伴って更新するというものでございます。おっしゃった通り一式更新します。
1:32:07	規制庁のフジワラです。意識構成されているされるということで理解しました。その際に、別途申請書の仕様表の中で別途値の 1-5 ページだったかと思うんですけども、モニタリングポストの仕様表があります。この米印の中に
1:32:28	本気号機貨物であると書かれていて、更新のことが書かれていないんですけど、ここの関係でどういった整理になっていますでしょうか。
1:32:42	いる
1:32:46	日本原燃坂本でございます。こちらについては、既認可の方でもともと申請をしていなかった設備でございますので、すべて変更後に開始して更新を含めた設備として、
1:33:05	新たな設備として、変更後のほうに記載しているというものでございます。
1:33:14	支給事例は物昔あったものが変わらないので、既存の設備であるという記載はしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:23	規制庁の藤原です。他の仕様表見ると、もちろん建設工認で対象となっていたというのあって、建設工認と同一の仕様のものに更新を行うといったような米印が降ってあるんですけども、こちら、
1:33:41	もうそういう意味で更新されるのであれば、／すいません。はい。
1:33:46	規制庁コサクですけど、
1:33:50	設工認の書き方としてですね、従来の設工認は、工事のたびに、
1:33:57	必ず出されるような形になってたので、更新という言葉も書いていたんだと思いますけど、今後、
1:34:05	設置制度が変わって設工認の中で取り替えについては、
1:34:11	設工認不要で施設管理をやって、
1:34:15	ていく形になっててですねそうすると更新という言葉の基本本文からは要らなくなる。
1:34:21	いす。
1:34:22	なので、今書いてある部分は消していただいたケース、消した補正をさせてしていただくということになると思います。一方で、
1:34:34	今お話のあったところだと聞い認可のところで書いてなかったもので、変更後についてということについては記載の適正化ということで変更前の方にも書いていただいて、変更ない。
1:34:51	仕様のもので。今回もっていう形のほうが適切かという気もするんですけど、全体的金に
1:35:02	変更前のところどう書くべきかというので、主に基本設計方針の話といろいろと話がありますけど、仕様表もですね同じような観点で検討が必要なのかもしれないと思ったんですけど、現状どう考えておられるんでしょうか。
1:35:22	日本原燃の坂本でございます。申請当初は時認可であってもええと、平均化で申請してなかった設備は全部健康に書くものということでやっていたんですが、その後、実際電力さんとかいろいろ教えてもらったりする中で、
1:35:39	先ほどコサクさんが言われた通り、既設としてボードがもともとあるものについて、管理されているものについては変更前のほうに書くのが正しいというような指導もございまして、そういった所全社の中でこの書きぶりをどういったものが正しいのかというところをちょっと
1:35:59	確認をしながら、考えを整理していきたいと思います。
1:36:08	規制庁コサクです。政治状況また教えていただきたいと思いますが。その上で、フジワラさん、確認したいことっていうのはありますか。
1:36:20	規制庁フジワラです。いえ、今のところが泊のところで整合してなかったもので、気になった理由という点ですので大丈夫です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:37	規制庁イノマタです他に何か確認することがありますか。
1:36:53	はい。よろしいでしょうか。規制庁イノマタです。そうしましたら、この資料についてはおりとさしていただいて次の資料の説明をお願いします。
1:37:18	日本原燃佐藤です。続いての当資料ですけども、濃縮個別 21 非常用電源設備に関わる補足説明になります。
1:37:30	今回変更した点灯いたしましては、
1:37:34	ページ数で 26 ページになりますが、無停電電源装置及び直流電源設備の負荷容量を 26 ページのほうに記載を追加しております。また、
1:37:46	36 ページから無停電電源。
1:37:50	装置及び直流電源設備の負荷系統を明確にするために、負荷の単線結線図を追加しております。
1:37:59	説明としましては、以上になります。
1:38:06	規制庁イノマタです。ただいまの説明について何か確認はありますか。
1:38:13	規制庁カワモトです。当時、
1:38:17	修正いただいたところで、細かなところなんですけども、確認させていただきたいと思いますけど右側に右下 26 ページ
1:38:27	補足説明がされているところに入ってですね、今回は青字で追加していただいてええと実際の
1:38:36	鋭意容量を実際負荷容量に対する今回の設備容量のことが書かれております。これは装置したんですが、各単位のことなんですけども、例えばですね、系統、右側の停電電源装置らの表があるかと思うんですけども。
1:38:56	こちらでいきますと、その定点電源装置の容量として単位がkVAは一般的にkVA使うと思うんですけども、負荷容量は広がったとkVA、kW手前一般的に使うと思いますんでこれ負荷によっても変わって、
1:39:12	このことにはなると思うんですけども、電動機とか／回転機器みたいなものがあれば、利益率を発注 80%としては 8 掛けして評価している方指令やることが一般的にあるかと思うんですけども。
1:39:29	今回はどのように評価して設備容量が十分だとしたのか説明してください。
1:39:41	資料が提示した場合には、日本原燃佐藤です。
1:39:45	町長可能性があるので、少し今早々のかかっておりますので少々お待ちください。
1:40:28	日本原燃佐藤です。失礼いたしました。
1:40:31	先ほどの 2 期日ですが、当断線結線図。
1:40:36	御説明いたしますと 38 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:42	こちらのほうで負荷名称を書いておりますが、こちらのほうコンピューター等の利益率が1のものについて、以下となっておりますので、今回の
1:40:55	評価としましては、利益率1を採用してますので、実際はkVAかける。
1:41:01	取引率100%という形になります。以上です。
1:41:08	規制庁幹部です。投資考え方は承知いたしましたえと単線定説ますけれどこのほうで書いてあること、こちらの負荷を見て確かにえと回転基金でのものがございませんで、なので、先ほどの
1:41:24	電源装置の容量が負荷容量に対して、十分である。それは利益率は100%として考えてそれで自分であるという評価をしてるということで承知いたしました。以上です。
1:41:45	規制庁イノマタです方向よろしいですか。
1:41:54	規制庁川崎です。ちょっと今の前年のため確認させていただきたいんですが、その負荷容量については、
1:42:01	申請書において、
1:42:03	どのレベルのまでの記載を、
1:42:06	時対象としているのかちょっと教えてください。
1:42:19	日本原燃の坂本でございます。今申請書の単線結線図等をつけておりますが、こういったものについては、補足説明資料という扱いとさせていただいて、
1:42:35	当負荷につきましては経営と計測制御設備、工程用モニターというコイトウとか、事業許可で求めているものと同じレベル程度の記載とさせていただきたいと。
1:42:51	ことで考えております。
1:42:58	規制庁川崎です。ちょっと若干気になったのがですね。単線結線図として、
1:43:06	なんて言うんですが、
1:43:08	どの程度の
1:43:11	階層までの情報が必要かっているのか、濃縮だけではないと思うんですけども、何かなんていうか、きちんとその
1:43:20	原燃としてどこまで申請書に書き込むのかといったところをきちんと検討した上で、申請書に必要な情報が落とし込まれているということが大事だと思っていて、前回検査の観点からですね。
1:43:35	コメントがあったかと思っておりますので、ちょっとその関係も踏まえてちょっとあの、記載の程度っていうのはですね検討の上で開示いただきたいと思います。以上です。
1:43:47	日本原燃坂本でございます。戦車等の調整も踏まえまして、どの程度まで書くかというところを整理させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:58	以上です。
1:44:03	規制庁コサクですけど、今の点ですね、具体的にここを書く引き込むということではなくて、どういう範囲のものについて供給する系統なのかっていう考え方みたいなのは明確にさせていただかないといけないのかなと。
1:44:22	思います。また、ここを示されるのタナカにも問題ないんですけども、争点でよく考えていただければと思いますので、し書き方の1例としてはですね、
1:44:38	ざくっとその他とか、
1:44:42	必要なものだけで通って書かれちゃうと、その先に何があるんだかわかんないから実際の負荷容量がどうなるかわからんということになっちゃうので、
1:44:54	それこそ、ある程度
1:44:57	分電盤なり展開されると思いますので、それがどういうものなのかっていうことがわかるようにしていただけるとくっその先にぶら下がる不可と具体名を書かなくてもですね。
1:45:11	容量として確定できると。
1:45:14	検査としても
1:45:17	認可をされた配電の状態になっているということも確認できるということになると思いますので、
1:45:26	記載にあたってはそういったところが明確になるようにという配慮をお願いします。以上です。
1:45:34	日本原燃の坂本でございます。はい、民間ロック等重要なものが不可になりますので、そういったものとしてといった考えでといった負荷があるかというところを整理させていただきます。
1:45:54	規制庁イノマタです方向、何かありますか。
1:46:04	規制庁イノマタです。そうしましたらこちらの資料も少し直していただいて、再度御提示いただくということになろうかと思えます。
1:46:15	そうしましたら次の資料の説明をお願いします。
1:46:27	日本原燃の坂本でございます。続きまして、濃縮個別二重に変更伴う設備の設定根拠についての御説明でございます。書いたところでございますが、2ページ目でございます。
1:46:42	2ページ目でポンプの容量のところでございますが、こちらについて生産に関わるところでございますので、その生産に関わるとどうしてこれ当たりにしたのかというところを具体的に記載するという形に見直しております。
1:47:01	具体的には空き時間を確保するために、こういったものを設定したというところがございますので出力もそれに伴って、その期間を確保するために、こういった

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	する子供の選定しているということでございます。あと続きまして、5 ページをご覧ください。
1:47:20	5 ページのところへと最高使用 1 下の青い値のところですけども、最高使用温度 40 度、これについて、加熱冷却伴う行わないということと後で治療を持たない契約流すないということで、室温設定していると。
1:47:35	あと室温を 40° に設定していること理由について少し追加させていただきました。
1:47:43	御説明は以上でございます。
1:47:50	規制庁イノマタです。本資料について何か確認することありますか。
1:47:58	規制庁か分布です。前回のヒアリングではですねこの資料ではなくって、警報設備に関する説明書のところで 1 回質問さかことなんですけども、ちょっと全般に関わることなので、改めて今の状況を確認させてもらおうかと思えます。
1:48:15	質問前回やった質問したのはですね、質問というか種だろう。
1:48:22	とてもくださいと言ったのは耐気圧の書きぶりでございますと、例えば今開いていただいているとこだとこれは 5 ページですかねと動けないその圧力のところ 1 定位置条件
1:48:38	の圧力のところでいくと一行明解気圧 960 クドウPASCALという記載がありますと、一方でほかのところ待機圧を一般的に言われる、2013 億とPASCAL を使っているところもあって、
1:48:55	それをわかるようにしてくださいっていうことを伝えていたかと思うんですけど、ここについての検討状況について説明してください。
1:49:15	日本原燃の坂本でございます。一応施設内で設定していこう上で設定している大気圧
1:49:24	これが 960 行くとPASCALとなっておりますので、大気圧というところをこの記載に統一するというような形で今は考えております。ちょっとまだ社内で統一できてない資料等ございますので進まへんをちょっと整理させていただきます。
1:49:44	以上です。
1:49:46	はい、規制庁貨物率の状況承知ついシバタまだ検討中ということだと思いますので、引き続き作業を進めてください。以上です。
1:50:00	規制庁イノマタですほうか何かありますか。
1:50:08	規制庁コサクです。ちょっとあのイノマタさんに確認なんですけど。
1:50:12	電動機出力で
1:50:15	円力の設工認てこれぐらいの書きぶりだったんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:21	イノマタです。電動機出力は大体こんな感じかなというふうに思っていたんですけど、すいませんちょっと最近のやつを、あまりちょっと見てなかったので、うちの確認が必要かなとは思いますがけれども。
1:50:38	基本的に容量に対しての能力を担保するための/hなので、基本的にはこの要領との関係性が説明されていたかなという記憶はあります。
1:50:56	規制庁コサクです。まず骨格は港南
1:51:00	ですけど、何でこの数字なのっていうんでっていうのは、目的は書いてあるんですけど、本当にこれで大丈夫っていう説明が足りない気がしていて、
1:51:13	結局カタログ値を見ればいだけなんですけど。
1:51:18	その辺り電力でどう説明してたかなっていうのは原燃では何か確認しました。
1:51:26	日本原燃坂本でございます。電力さんの水力の記載はもう少し細かくかった方としてこの出力に基づいて評価等、
1:51:37	等もされていたかと思っております。
1:51:41	今回の生産系のところでありますので、一応カタログ上この機器の用量と出力とし、当電流とかに対する出力の氷河課田口でございますので、
1:51:58	そういったものから選定して、こういったものを選定していて、
1:52:04	結果こういう出力しになったところだけここでは書いておりますが、ちょっと電力さんのものの詳細についてはちょっと確認させてください。
1:52:14	規制庁コサクです。わかりました。その意味では、
1:52:18	安全系統生産系で説明の程度を変えるっていうのはまあまあそれはそれで、こちらはそのグレーデッドアプローチの話をしてることもあるので、理解はできるんですけど、その使い分けが間違えないようにっていうことを徹底していただくのと、
1:52:37	補足説明の中ではですね、そのカタログ値を見てとかっていうのはプロセスもわかるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:52:48	日本原燃先ほどし了解いたしました。
1:52:57	規制庁イノマタです。ほかよろしいですか。
1:53:04	はい。よろしければ次のすいませんこの資料についてはちょっと見直していただくということで対応をお願いしたいと思います。
1:53:14	そうしましたら次の説明資料の説明をお願いします。
1:53:22	日本原燃のカロウジです。
1:53:24	それでは濃縮個別 24-R3 の補足説明資料について御説明します。
1:53:32	本資料については前回R1 でお出しした面談の資料に対しましていただいたコメントを反映したものをr1に通しておりますので、ある人通したものを被災地の調整だったり、ちょっと記載の適正化。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:52	を図ったものをR3 というふうにさせていただいたものになります。
1:54:02	通しページの 4 ページ目から添付 1 棟ありますけども、4 ページ目から 23 ページ目までですね、添付 1 とございますが、こちらについては青字で記載してまず通り設工認添付しております。
1:54:19	ISOマネジメントシステムに関する説明書を介して、実際業務を行った実績と計画している工事及び検査について具体的にこういうふうな体系で立ててやっていきますというふうな説明を
1:54:35	するためにちょっと名記載を明確化したものになりますので合わせて右端に記載してございます。第 3 回申請からの変更点ということで、こちらの方ほうあの前回御質問、面談のときにコメントいただいた。
1:54:52	代表で当貸さん回答を今回の申請の変更点は 7 可能だということで、こちら明確にするためにですね、判例を用いまして、こういった理由で明確にしたものですというふうに
1:55:08	当初は示しているものになります。
1:55:12	御説明いて、
1:55:15	モスページの 20、
1:55:21	4 ページ目から、
1:55:24	38 ページ目までが添付 2 としまして、こちらは前回目指しのお出ししてなかったもので新規のものになりますけども、目的としましては今回設計の実績と工事及び検査計画に対して
1:55:42	保安規定との整合性という観点でちょっと資料をお示しするということが必要になったということで、い 44 連表といいますか保安規定を設工認の本文添付から備考という形の
1:55:59	資料構成になってございます。
1:56:02	中身については本通説工認で記載している中身が保安規定と整合なし取れているかという観点でちょっと資料のほうを作成してございます。
1:56:16	抵当通しページの 29 ページをご覧ください。
1:56:24	29 ページの中段で青字で記載してありますが、こちらの跨っCの部分については、ちょっと記載の適正化をちょっと諮りたいというところで設工認の記載を花を図の通りにちょっと修正させていただきたいと。
1:56:44	いうふうに考えてございます。
1:56:47	当サイト通しページの 31 ページ名
1:56:52	なります。
1:56:55	31 ページ目の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:57	一番下の行ですね真正面事業者検査の計画の部分になりますけども、こちらについてはの施工にも記載の通りと検査の項目。
1:57:14	だったり得る方法については検査を担当する箇所の長が様式 8 に低迷隠すにするというところで考え方をちょっと、施工の方で整理し体制しましたので、こちらについては今後規定を修正するというところで考えてございます。
1:57:34	続いて 32 ページの
1:57:39	中段の検査計画の管理の部分については、
1:57:45	こちらのほうはちょっと本規程と整合するようにちょっと設工認のほう修正させていただきたいというふうに考えてございます。
1:57:56	続いて 34 ページです。
1:58:00	34 ページについて、
1:58:02	ては、時の記載の
1:58:06	いうふうになります、こちらは 29 ページと同様で
1:58:10	記載の適正化をちょっと諮りたいというところで設工認のほう修正させていただきたいというふうに考えてございます。
1:58:19	資料の御説明は以上になります。
1:58:25	規制庁イノマタです。本資料について何か確認することがありますか。
1:58:32	規制庁のフジワラです。前回からその保安規定とかの確認をしていただいているところなんですけれども、18 ページのところで、
1:58:44	前回の資料から核燃料取扱主任者の確認を受けるといったところを追記していただいたりということでこちらは周りの記載の程度等、あと保安規定を確認されて追加されたのかなというふうに思います。
1:58:59	18 ページですね、のところの 1 行目、ここで修正をしていただいたようなんですけども、そのあとの 2 行後で、
1:59:10	運転管理課の承認っていったところは短期では事業部長の承認としているようなところに該当するのかなというふうな認識なんですけれども、こちらの運転管理課の承認というふうに記載のままというところの絵とどういった整理をされたのか、説明していただけますでしょうか。
1:59:41	日本原燃のカロウジでございます。これ運転管理課の承認というのは作業が許可をするのが運転管理カー
1:59:50	場所ですので、今御指摘のあった通り、事業部長の承認行為は抜けていますので、こちらのほうは資料を修正させていただきたいというふうに考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:05	規制庁のフジワラです。あのさ、確か作業計画書の方の承認が事業部長だったと思うのでその辺りは適切に表現していただいたらいいかなと思います。別途日程と添付E-こうなんですけれども、
2:00:22	こちらそれこそ保安規定等、別途整理していただいたものかと思います。24ページのところから始まるところで、
2:00:31	こちらで先ほど修正が必要であったりば追加する必要があるっていったところで備考欄にはいろいろとその説明がなされていると思うんですけれども、逆に成功しているというふうに考えられているところは、この備考欄では、
2:00:49	そごがないっていうふうな形で記載されているだけなんですけども、この備考欄では、ある程度どういった考え方で効果が得たのかっていったところは記載されるつもりはあるのかとこの備考欄で
2:01:05	何をしたいのかっていったところの整理を教えてくださいませんか。
2:01:16	日本原燃デマチでございます。それではと整合している部分については、これこんとか、保安規定等設工認で整合してるから、どういう理由で整合してるのか、ちょっと今書きたくないの、その辺のほうは追加させていただきます。
2:01:36	以上で規制庁のフジワラです。よろしくお願ひします。ある程度記載が不確定というか見てわかるところについてはいいのかもしれないんですけどもおっしゃられた通り、その一つ目の項目でも施設管理や、
2:01:52	品質マネジメントシステム計画であったり、審議事項構成等々っていったところがいろいろ書かれている中での添3.3の記載ってなると、どういうふうに考えられたのかっていうのがイメージわからなくて、なのでとこちらについてはどう考えて、そこはないとしたのかっていったところの説明を不足していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
2:02:13	日本原燃デマチです。承知しました。
2:02:22	規制庁カワモトです。
2:02:25	言葉の確認をさせていただきます。当右下離水右下6ページを開いてください。
2:02:34	ほかのページにもちょっと関連するところがあるんですか。ええと、右下6ページのところの
2:02:42	項目としては、業務実績または業務計画のところの一番下のところでございます。ここではですね
2:02:53	鍛錬部門及び専門家が内容確認と書いておまして、まず一つ目の確認として、ここでいう専門家っていうのはどなたなのかということをおまづ説明してください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:09	日本原燃の方の図です。今ご指摘いただいた専門家についてですけれども、こちらは当該設備の設計に対して力量を有するものを専門家というふうにしております。
2:03:23	以上です。
2:03:27	規制庁缶プレスでいうとちょっと今の説明がよくわからないんですけどそれは社内でちょっと取り決めをしてAlikeを指定するとかそういう形でA弁決めた専門家ということでよろしいのでしょうか。それとも社会の方も含めているのでしょうか。
2:03:46	日本原燃のカロウジでございます。今の質問に対しましてちょっと補足しますが、もつつ専門家をどのように決めたかということにつきましては、の地区の要領類 2 したがいまして、設計内容つい設計に必要な項目を設定して、
2:04:04	教育だったり保税ていただいたりっていうのを通じて各課長が力量を有しているかというふうな判断しております。
2:04:16	日本原燃の渚野です。補足しますとその認定されたものを社内規定の中で専門家というふうに定義しております。以上です。
2:04:28	規制庁幹部です。承知いたしました。社内である程度認定された指定したものを専門家と呼んでいるということは承知しましたけれども、ちょっとここは記載だけになるんですが、今のところで、
2:04:43	確認するこのDBを行うのはですね、関連部も及び専門家っていう記載がありますとお答えとして関連も及び専門家といった記載がありますし、一方ですね、ちょっとページをめくっていただきまして、そう。
2:05:04	すいません。
2:05:07	意味と、
2:05:08	技術た 25 ページ。
2:05:12	のところですか。それから右下 25 ページのところは先ほどちょっと少し説明があった保安規定との比較をしているところでございますとで右下 25 ページのaと一般系のところの記載なんですけども、ここは
2:05:28	一番左なんですけど設計開発レビューを行うところでちょっと対象が違うかと思うんですが、このDBを行うところも適着から 4 行目ですね、この単位としては、
2:05:44	本部門の代表者及び板まわして専門家という形で書いてるんですが、ここで言っている対象者っていうのは、先ほどの 6 ページのところの書きぶりと同じイトウという形でよろしいのでしょうか。
2:06:02	日本原燃デマチでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:05	経営と答えとしては今 26 ページに書いております関連する部門の代表者とか、Rayleighをしているというところで、6 ページのところになんかちょっと関連部門って書き方になってますので、正確には関連部門の対象者っていう形があります。以上です。
2:06:21	うん。
2:06:25	規制庁貨物ですね、本て書いてあることと、先ほど説明されたところっていうのは基本的に同じことを指しているっていうのは措置いたしましたので、経営協会つきました。以上です。
2:06:42	規制庁イノマタです他よろしいですか。
2:06:49	はい。よろしければこちらの資料についての確認再検どうぞ成長コサクですが、
2:06:58	設工認のほうの記載を適正化するというこの部分はすいません日本原電デマチですね、今ちょっと社内で構想かかっているんで、中断させてください残しますか。
2:07:14	もしも規制庁コサクですけど私の声は聞こえませんか。
2:07:25	一応今までデマチます。今、今終わりましたので大丈夫です、すみませんですか。こちらの声を聞いただけだったら別に希。
2:07:34	お話してもいいかなと思ったんですけど。
2:07:38	いやそちら求めシミズきづらかったので、申し訳ございません、聞きづらいとわからない。
2:07:46	イトウ
2:07:48	添付 2 で、特に保安規定のほう直すと言われたところについて、
2:07:54	ちょっと詳しくお聞かせいただきたいんですけど、何が。
2:08:00	運用として問題で直す必要があるのかとか、どういう記載ぶりのところを問題視してるのかっていったことを説明いただけますか。
2:08:12	日本原電デマチでございます。対象が 31 ページになりますけども、こちらはやってる内容自体は変わらないですか、もしオオオカへと保安規定ですと経理責任者が検査項目等価方法を決めると。
2:08:28	ということで新検査制度のときには都市認可いただいてございました。うんたら節項に申請するに当たって、これらの検査の方法とか、項目については、設計のアウトプットである様式で 8
2:08:45	の方で定めるということで、整理しましたので、想定マストそれを担当するのが検査実施責任者ではなくて設計をやる部門で検査を担当する箇所の長というところになりますので、保安規定でどうそこところ。
2:09:03	家細かいしていきたいと考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:06	以上です。
2:09:09	規制庁コサクですねちょっと入口出口がめちゃくちゃんな感じで説明されたのでよくわからないんですけど。
2:09:18	検査実施責任者というのが検査を担当する箇所も庁ではないってことですか。設工認なあ。日本原燃デマチでございます。検査を担当する箇所の長というの設計部隊、
2:09:33	の調査してございます。
2:09:43	規制庁コサクですけどそれがよくわからないんですけど。
2:09:46	設計の調和設計を担当する箇所の長じゃないんですか。
2:10:05	日本原燃の坂本でございます。それとこの検査を担当する箇所の長さ今参考にしております関連の項の整理のところでは、実際その設計を行う。
2:10:22	でもそこへ移送設備を有するもの。
2:10:27	その設定理由する部門のほうを説明して検査を受ける側、これを検査を担当する箇所の長という形で整理しているということで確認検査でもカミデ確認いたしまして、
2:10:43	そそいった記載このそれからで整理しているというところでございます。確かに非常に違和感がございます。
2:10:55	規制庁コサクです。
2:10:58	こういう定性的な表現の後に具体的に誰をそこに当てはめるのかって言うのは、各社それぞれ
2:11:07	組織的な関係もあって、整理をすることであるので、あまり各社ごとに違いがあり得るものについてですね、一部の事業者の運用にとらわれる必要はないと思うんですね。
2:11:22	一番この辺りで議論を制度設計なりそのあとの運用議論したときには、設計活動の
2:11:33	内容を適切に
2:11:36	検査まで落とし込まなきゃいけないということで、その要求事項整理をするっていう関係からすると設計の
2:11:44	関係者
2:11:45	が対応するということですけども、最終的に要する経費 8 のレベルになって、具体的に計算をこうやるという。
2:11:56	ことについて判断をするのは、検査を担当する人であり、今の原燃の整理だと、検査実施責任者が判断することと、
2:12:08	いうことになってるわけです。そのインターフェースをどういうふうにするかと。
2:12:13	いうところで考えられることをなのであまり形式的に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:20	同一の形でばしと決めなくてもですね、ちゃんとそのインターフェースを
2:12:27	社内で整理をして運用されればいいものを
2:12:31	その点では保安規定まだ定まって間もなくですね、
2:12:38	適正化するというは他の部分でもコーナー。
2:12:43	今出されている新基準適合の保安規定変更のすいません。濃縮じゃなくて再処理。
2:12:51	当管理でしたかね、耐震基準適合の中でも少し適正化をする部分はあるんですけど。
2:12:58	特に検査実施責任者とかそこら辺のですね、体制というのは、
2:13:06	三条改正で整備する際に議論して、
2:13:09	まとめられたものだって、単純に言葉があってなくてとかっていうふうに言われてもですね。
2:13:16	当時の申請は何だったんだっていう感じがしますので、
2:13:21	こういうところでちょっとっていうだけではなくて、もう少しちゃんとその体制っていうのを整理をして御説明いただきたいと思います。その際に改めてどうするのがいいのかっていうのはお聞きしたいと思います。以上です。
2:13:36	日本原燃デマチですと、再度所変の具体的なF秒について御説明させていただいた上で、保安規定の扱い等についても
2:13:47	お答えする用意いたします。以上です。
2:13:56	規制庁イノマタです。ほか何かありますか。
2:14:06	規制庁カワモトです。
2:14:09	おそらく資料全体
2:14:12	一つ、ワンスルー終わったと思うので、ちょっと前回のあの絵と資料のことについて確認させてもらってもよろしいでしょうか。
2:14:24	日本原燃坂本でございます。
2:14:28	それぞれ設計といたします。前回のヒアリングでちょっと時間がなかったということもあって基本的にこちらで確認しとけば大丈夫だろうということで、もうすぐ個別に13の工事の方法に係る補足説明資料がございましたと。
2:14:45	ちょっと今手元にないかもしれないんですが、その工事の方法に係る記載がですね、今回の申請書っていうのが第3回までの申請書の書きぶりに比べてちょっとシンプルになったということ。
2:15:02	認識をしておりますと記載案してることは同じかと思うんですが、前回の資料の23。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:12	の最後の2ページのところにはですね、これまでの第3回で具体的に書いてあった項目がわかりやすく表にまとめられておりますので、ちょっと具体的にはですね一般的な事項で言いますと労働安全工事の時にはですね。
2:15:30	労働安全衛生法などに基づいての作業を行いますよとか、あとはどっち作業を行うときには標識とか表値等用いてですね周知を図りますとか、また放射線管理とか、防火対策とか、そういうことが、
2:15:48	当サカイまで書いてあって、
2:15:50	ことが補足説明資料には書かれておりますと、それが今回の申請書にA4の会計ないんですけども、この経緯についてどういうことなのかっていうのを説明いただけないでしょうか。
2:16:09	日本原燃の坂本でございます。
2:16:12	今回の設工認申請において、工事の方法は、発電炉を建てた前者の方針、これに合わせて、一般的な共通の工事の方法に見直したということで、第3回まで書いていたそれぞれの個別の工事の具体的な事項。
2:16:32	までは今は記載されておられません。ただ、共通的な抗Gの方法っていうのを中でもえと工程上の留意事項ということで、いう記載はございまして、そこで
2:16:47	一般的な工事に関わる統一応羅列して、これ発電の差分を全社で報告を羅列して大きな工場の留意事項の方針が書かれてますんで、今回の
2:16:59	孤独説明資料で示した系統各設備に多くの細かい留意事項ですが、これはこちらの節項に示している共通的な一般的な注意事項をより具体化したと、第3回を踏まえて、そういった形で、
2:17:17	補足して説明するというような位置付けとさせていただきたいと、一般的に細かいには書いてますがこの内容自体の共通的な中身については、すでに設工認のほうには記載がされているというところで考えております。
2:17:37	規制庁カウントに次の資料がないところ説明ありがとうございました。今日、今の設工認に向かうまああの実用に合わせてやるの書きぶり合わせているということで書いていることは、基本的には網羅してると。
2:17:53	それを具体化したのが補足説明資料に書いてある、それは第3回までのものを踏まえて、と同じようなトーンで書いているものだ。
2:18:03	それがどこにひもつくかという工事の方法留意事項っていうところがあるというところで、そこに紐付けられるということで承知いたしました。ええとわかりません。以上です。
2:18:20	規制庁コサクですねのため確認しますけど、
2:18:26	一般的に、
2:18:29	があったツガネ等、従来はこの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:33	具体的な工事について単品単品での工事の方法だったものが今回共通的に適用するものということで維持管理をしていくような
2:18:47	書類になるので、整理をされたということなんですけど、
2:18:53	濃縮工場に適用する工事の方法として、
2:18:58	特に明確にしておくべきこととかっていうので。本文の精査ということについては、どういう
2:19:09	検討されましたでしょうか。
2:19:12	具体的には
2:19:13	丸めてここの部分で読めますってということかもしれませんが、明確にして、引き続きこれを明確にしておいたほうが良いというお思いか。
2:19:25	必要などころはないかっていうことなんですけど。
2:19:28	いかが原燃の坂本でございます。今の共通の設工認の工事の項においても、保安規定を遵守してやるとか、当市周辺タンク周辺の未悪影響
2:19:44	こういったものを変えないように必要な隔離とか作業環境を確保するとか、異物に防止するとか、従来側のその具体的などころを、施設の設工認に書いていたところは概ね
2:19:55	同じでして、基本的に今の共通の留意事項って、
2:20:05	今まで第3回と系統特段、
2:20:09	問題となるというか、
2:20:12	濃縮としてここの今の記載が適切だということで考えております。
2:20:21	規制庁コサクです。そういうバスケットクローズのような表現は問題ないのわかっわかっかっていて、例えばUFVIの取り扱いはこういうことを気をつけますとかですね。
2:20:33	そういうのは一般事項で読むにしても、
2:20:37	余りにも不安定なものになるので、工事の方法の中で明確にします。
2:20:44	ていうことはあってもいいと思うんですけど。
2:20:46	今の回答だとするとそういう検討されてないってことですかね。
2:20:51	日本原燃のサカモトすみません決定と、例えば濃縮であれば工事中にその系統H封筒に対して時事故時に漏えいとか一部が暴露しないように1F検知器携帯するとか、工事を向上の仕切りを設けるとか、そういった追加の
2:21:11	2機構はございますけども、そういったことについては、今は基本設計方針の中にそういったものを追加で記載されていると必要にちょっと落ちてそういった内容をこの工場の留意事項も
2:21:26	追加するということも検討したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:33	規制庁コサクです。よろしく、よろしく申し上げます。その作業においては、せっかく第3回で工事の方法が具体的に書かれているということをまた第4回も補足説明で内容が書かれていると。
2:21:50	ということがありますので、本文での工事の方法で書かれていることと、この具体的な内容等がどう関連づけられていて、その上で、具体化が必要か否かといったところの検討を対応つけて御説明いただけるとういかなと思いますので、よろしく申し上げます。
2:22:12	日本原燃坂本でございますちょっと関連を紐づけて不足する部分がないかどうかを含めて整理させていただきます。
2:22:19	以上です。
2:22:27	規制庁イノマタです。他この個別説明資料について何か確認することはありますか。
2:22:39	規制庁川崎です。ちょっとまた話が別の資料になってしまうんですが、
2:22:46	ちょっと個別資料ですね、3月18日にて御提出された資料について確認さ1点確認させていただきたいと思います。
2:22:55	08番の退勤性に係る6資料なんですが、
2:23:01	よろしいでしょうか。
2:23:04	はい、日本原燃菅生でございます。申し上げます。
2:23:07	はい。
2:23:08	規制庁カワラサキです。確認させていただきたいのがちょっと若干追加的になってしまうかもしれないんですが、海進のこの補足説明資料の中で、例えば
2:23:22	一時の間、加速度に対してといったところの結果であったりとか、方針が示されているかと思うんですけども、このときに、その鉛直方向の
2:23:35	送受へ加速度についてはどのように考慮されてるのかっていう説明がですね、確認していないんだと認識しているので、ちょっとその点ってどうなってるのか教えてください。
2:23:51	日本原燃の坂本でございます。1Gの設計においては、系統水平検知水平にいちいち鉛直に半分の2分の1自由かけて問題な弾性域に入るかを確認しております。
2:24:07	そういった意味で、当水平も鉛直を含めて弾性域に入っているというものは、このエイズ施設によっては中でも許容力のところで、いずれも結果は、時弾性域の許容応力以下であるというところを名義へと、もともとそういう記載が不足して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:26	そこもありましたので、そういつてすべてその弾性域に入るもの、あとは塑性域に行ったとしても塑性域の許容応力倍で入るところを耐震性評価、評価結果という、ちょっと項目 2 にそれぞれの
2:24:47	これ記載料経営しております。もともと記載が何ヶ所か抜けていたので、そこは 18 日にお出した資料に赤文字で追加
2:24:57	したところでございます。
2:25:00	規制庁川崎です。ちょっと具体的に教えて例を
2:25:05	取って教えていただけませんか。
2:25:09	日本原燃の坂本でございます。17 ページをご覧ください。
2:25:16	17 ページの左側の(4)の耐震性評価結果でございますが、ここで計算の結果、応力は弾性域の許容応力以下でありますか、もともとここ弾性域の記載がございませんでしたのでここですべて弾性挙動に収まっていると。
2:25:34	いうことを明確化するというところでございます。あとそのほか、
2:25:42	20 ページをご覧ください。
2:25:49	20 ページ目のAI左側の括弧よう耐震性評価結果じゃダクト等の支持構造物の評価でございますが、こちらは
2:26:01	各部位の応力は一部抜き取り的断正規の許容応力以下であるとして、ここ冷凍UF処理設備とか構造部材と一部の赤に御諮り均質の構造部の場合には埋め込み板は
2:26:17	一時による評価の結果弾性域を超えるけども、その正規の許容応力維持設計の許容応力以下でおさまっているというようなことを、どこの部分なのかというところも明確にしているというところでございます。
2:26:32	局の評価にはする鉛直も水平もどちらも含めているというものでございます。
2:26:38	規制庁カワラサキです。評価結果長は含まれているというのは理解しました。その上でなんですけど、この資料上、例えばこの静的地震力の項目の中を見ると、水平震度 2、
2:26:54	水平方向の筋力に特化した記載だけになっていて、鉛直方向が読み取れないように、
2:27:01	思えるんですけどそれが記載は不要なんでしょうか。
2:27:06	配管等設備と二つあるかと思うんですけども。
2:27:12	日本原燃坂本でございます。はい。
2:27:15	おっしゃる通りでございます、当静的地震力とところに今、設計用水平震度として水平しか読み取れないというようなことになって、鉛直のほうも追加したいと思いますが、この前段の基本方針のほうでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:30	この水平の2分の1を鉛直で使うという宣言をしておりますが、こちらの具体的な評価のほうでも、当鉛直は幾ら使うのかというのを表等で、ケースAの下に鉛直の精神論幾らというのを明確にしたいと思います。
2:27:48	以上です。
2:27:50	規制庁カワラサキ蓋の状況はわかりましたので。何らか明確になっていけばいいかなと思います。以上です。
2:28:02	規制庁イノマタです。個別説明に関して、っていうほうか何かありますか。
2:28:12	規制庁イノマタです。よろしければ、個別資料の確認については終了したいと思いとヒアリングスケジュールが別途出されているようなんですけども、ここについて、
2:28:28	ちょっと簡単に状況だけ説明しているかいただけますか。
2:28:42	日本原燃の坂本でございます。今後のスケジュールでございますが、
2:28:50	本日いただいた繰越金大東亜コメント等でございますので、そちらを整理して来一種の木曜日まで御提出させていただくと、それその回答を翌週にさせていただくというところで書いております。
2:29:08	あと全社に関わるものは別途前者の点け10の説明もでございますので、再説明もでございますので、中身をマークしつつ、蜜に反映する位置でその中でちょっと調整させていただきたいと思っております。
2:29:25	以上です。
2:29:30	規制庁イノマタです。そうすると4月1日の日については一応基準との適用性の観点の資料はまた意識ご提出いただくようなイメージを持っておけばよろしいでしょうか。
2:29:44	日本原燃坂本でございます。その通りでございます。ほぼコメントほぼ今回全部処理にあったのでそれを返すというところとなります。
2:29:54	規制庁イノマタですわかりました後も、ちょっと次整理していただく中で、今の整理正午三つに分かれて提出されているんですけども、おそらくこれは第一段階第二段階第三段階として、
2:30:11	ヒアリングを繰り返してございましたけれども、おそらくそれがもう1と遠い確認が終わったので、この整理表についても一式まとめていただいてもよろしいかと思うんですけども、何か支障はありますか。
2:30:33	31番日本でねサカモトでございます。はい、整理表についても、学校にした形で整理させていただきます。
2:30:42	規制庁イノマタです。そうしましたら整理表のほうよろしく願います。
2:30:46	他何かこのスケジュールに関して何か確認することありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:54	規制庁コサクです。今日の最初に話をした基準的高の考え方の再整理というところは許可との対応とかを含めてということでそれなりに作業量をありますけど。
2:31:13	1週間で整理ができるっていうことでよろしいですかね。今日の濃縮の前にあった全体の話の中でもですね。原燃の中でまずしっかりと整理をして説明ができる状態の資料でヒアリングしましょう。
2:31:31	ということになっているんですけど、まだ大丈夫ですか。
2:31:39	日本原燃の淵野です。少なくとも申し込んで違和感があるところが今日御説明してる閉じ込めや強度のところですので、そこは考え方を整理をまずは設定したいと思います。以上です。
2:31:58	規制庁コサクです。わかりました。少なくとも何らか、対応したものを説明されるということで、
2:32:09	外にもし間に合わないものがあるのであれば、状況をちゃんと明確にして御提示いただければと思います。
2:32:20	ずーっと1本特に本文事項の関係なんですけど、共通で整理をしたものを踏まえてということ等なんですけども、共通の方のヒアリングが、まず資料提示が2日で、
2:32:37	そのあとヒアリングが9日ということになっていて、
2:32:42	それを踏まえていくと。
2:32:46	見通しがよくわからない。
2:32:48	なるんですけど、一方でこれまでもお話しているように、共通でやってる議論っていうのは、再処理のほうでの特に第2回のこと踏まえて、
2:33:03	検討しないと、申請対象設備全体としての考えが整理できないと。
2:33:09	ということもあって結構時間がかかる可能性があるんですが、
2:33:14	濃縮の場合には議論が固まらなくて、もう整理ができるという部分もあるのではないかとということで、また1階から3回までの申請を踏まえなきゃいけないと。
2:33:30	いうところの考慮もあり、どの程度共通のものを待つ必要があるのか、待たずに対応できるのかといったようなことの考えっていうのは何か整理されてますか。
2:33:45	日本原燃の淵野です
2:33:47	はい。
2:33:51	こういうところで我々濃縮のところで整理できるということは、そう。それは思っておりますので、ただちょっと今先ほどコサクさんから失礼、前者のほうの資料の展開がどうなるかっていうところが、まだ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:08	はっきりと見えてきてないってところがありますので、そこがまだ濃縮としてもどうするかべきかというところがちょっと判断しかねているというところではあります。
2:34:22	以上です。
2:34:24	規制庁コサクです。
2:34:27	再処理の工夫のほうでの検討っていうのをまだ詰めてる段階っていうことだとは思っているので、今日回答していただく必要はないんですけど、次回のヒアリングのときには、
2:34:41	資料提示は
2:34:43	濃縮のほうが先なのであれなんですけど、ヒアリングのタイミングでは、そちらの資料も出ているということもあるので、
2:34:51	何らか、
2:34:54	その後どうしていくかっていうのは次回ヒアリングのときにはお聞かせいただきたいなと思いますので、ロジックペーパー程度でもいいですし、何らか、
2:35:05	お示しいただいて、濃縮のほうのヒアリングをどうして行くのかということのイメージは、次回、紙をお聞かせいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。
2:35:19	日本原燃の渚野です。承知いたしました。
2:35:28	規制庁イノマタです。ほカー全体通して何か確認したい事項ありますか。
2:35:38	規制庁イノマタです。よろしければ本日のヒアリングを終了させていただきたいと思います。よろしいですか。
2:35:47	はい。そうしましたら本日のヒアリングを終了したいと思います。お疲れ様でしょう。
2:35:53	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。